

令和5年8月17日

静岡県賀茂農林事務所長 様

静岡県下田市箕作459番地  
鈴木 浩伸

### 農業振興地域制度等の適正な運用について（申し入れ）

令和5年3月23日付け下産農第68号により下田市長から発出された「伊豆縦貫自動車道下田北IC周辺の農地利用について（協議）」（以下、協議依頼文書という）に関して、平成9年12月1日付け9構改B第1151号構造改善局通知「農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について」（最終改正 平成28年3月31日27農振第2452号）及び関東農政局の指導・助言に基づき下記のとおり申し入れます。

#### 記

### 1 稲梓地区区長会会長及び箕作区長連名の提案書について

下田市長は協議依頼文書において、令和5年3月13日付けで稲梓地区区長会会長及び箕作区長連名による「令和4年度稲梓地区・区長会（箕作区）提案書」（以下、提案書という）について、「地域として下田北IC周辺を活用した地域作りを望んでいます。」とあたかも提案内容について地域住民の合意を得ているかのように記述していますが、全く事実と異なります。

実際、提案書の1「農業施策の見直しについて」については、地域住民はもちろん、当事者である農地の地権者や耕作者の同意さえ得ておらず、先般、協議依頼文書の存在やその後の協議内容に係る事実を公文書開示で知ることとなった農業者においては、農用地区域からの除外に伴う中山間地域等直接支払交付金の変更など寝耳に水の事実であり、近く臨時で中山間役員等でこの問題の対応を協議する状況ともなっています。

また、提案書の2については。市は勉強会冒頭、他県の道の駅の事例を紹介したものの市として道の駅を提案するものではないと答えており、勉強会において道の駅はもちろんのこと具体・抽象含め何らかの参加者合意の施設整備案があったという事実はありません。また、意見交換において場所を特定しない形で地域の拠点づくりに必要なアイデアを募ったものの具体案は積極的には出ていません。

まして、防災拠点については防災の具体的にどのような機能（避難？指揮？物資保管？）の拠点なのか何ら具体性のない抽象的なもので具体的機能によっては周辺の不耕作地や稲梓中学校跡地などへの機能分散（代替性）も可能なはずのものです（しかも、防災拠点を要望したのは箕作区の住民ではなくその場にいた別の区の区長です）。

### 2 除外手続き等の適正化について

本事案について、平成9年12月1日9構改B第1151号構造改善局通知「農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について」（最終改正平成28年3月31日27農振第2452号）に基づき別添写しのとおり関東農政局農村振興部農村計画課あて文書相談（照会）し、回答を得ました。

これに基づき、以下のとおり申し入れます。

#### (1) 土地改良事業8年経過について

現在貴職と下田市において除外協議を行っている農用地は土地改良事業完了から8年経過しているとはいえ、農振法第10条第3項第2号に該当し農用地区域として定める土地とされており、農振除外の法律要件に該当する範囲でのみ除外が可能となるものです。また、用地の全面取得の見込みがまいまま定期変更により「農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として整理する場合であっても、農振法施行規則第4条の5第27号の計画（いわゆる27号計画）として具体的に施設の種類、位置及び規模を明確にした上で所定の要件を満たすなどの必要があり、その上で用地買収を進め、場合によっては土地収用法に基づき事業認定を受け強制収用で用地取得する必要があります。

さらに、下田市は協議依頼文書において都市計画マスタープランを開発の根拠として引用していますが、同プランでは別に、稲梓地域においては「営農が維持されている集団的な農地については、保全することを基本とする。」と明記されており、都合の良い一方的主張を行っています。当該地は営農が継続されており、今後も継続が見込まれる良質な水と日当たりによれた優良農地であり、いかなる施設であってもまずは周辺の耕作放棄地等の活用検討を優先すべきです。

現状、個々の農地の地権者及び耕作者の同意もなく用地取得の目処もない上、何ら法定要件を満たしておらず、慎重かつ適法な対応をお願いします。

#### (2) 補助事業財産処分について

除外予定地は平成7年度県営ほ場整備事業稲梓地区で基盤整備した農用地です。農地のほか（個々の農地に接する）道路、用水路、排水路も整備されており、各筆の農地以外の区域内農道も含めて転用しようとする場合は財産処分や機能交換等の調整が必要となります。

そのなかでも除外予定とされる農地に接する道路（農道）にあつては、耐用年数（処分制限期間）が40年であるため残存期間がまだ10年以上あり、その処分（農振区域からの除外含む）に当たっては国に対して処分に係る申請を行い承認を得ることが必要となります。

この際には具体的施設の態様（種類、規模、位置、設計など）や転用範囲の明確化が必須であり、もし買収の見込めない農地が一部でも残るとなれば日照通風等の影響の評価や農業用水等の機能交換等の案を当該農地の農業者と調整する必要もあります。

一方、万が一ですが農業者の同意無しでの強制収用の道を選択し強行する場合であっても、土地収用法に基づく事業認定は必須であり、この場合、具体的施設の態様（種類、規模、位置、設計など）や転用範囲の明確化だけでなく、利用者予測を踏まえた費用便益分析などの公益性の優れる旨の立証も必要となります。

この点も留意の上、慎重かつ適法な対応をお願いします。

### (3) その他

1に記載の事実からも分かる通り、下田市は農業者に正確な情報を伝えることなく、地域計画の作成を見送らせることをもって中山間地域直接支払制度の対象からこの区域を廃することで耕作者（利用権者）による耕作を諦めさせ不在地主を中心に開発のための同意拡大を目論んでいるかのような不誠実な対応を行っております。県自ら農業者の意向を確認するなどし、国の見解どおり中山間地域等直接支払制度が「地域の農業振興の基本的方向に沿った形で推進」されるよう、市に対して適切な指導を行うようお願いいたします。

#### <追記：別地における疑義>

下田市は平成30年度設置の下田市建設発生土活用検討会において箕作候補地（上原仏教美術館から稲梓川を挟んだ向かいの農振農用地区域内農地）において建設発生度を利用しての公園整備を検討している。（下田市ホームページに掲載中）

その後具体的な整備案が市の計画として決定しないまま、現在、用地（事前？）交渉を進めているとの情報があった。

そもそも地方自治体の整備する公園は別の条例の定めがない場合都市公園法に基づくものであり（※下田市の条例には都市公園法に基づく公園条例しかない）、昭和51年2月19日付け農林省構造局改善局長、林野庁長官及び建設省都市局長による覚書により農用地区域内のままでは都市公園区域を設定できない（用地買収等の事業着手できない）はずである。

最終的に都市公園として整備する計画であるならば、着手前に事前の除外が必要と考えるが如何か。

また、仮に任意の遊具をおいた広場で都市公園法の適用外で除外不要という抗弁をしても農振法第15条の2に規定の「地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設」と認めるにたる具体性がない施設であることから開発許可を不要とすることはできないものとするが如何か。

以上

令和5年8月17日

下田市農業委員会長 様

静岡県下田市箕作459番地  
鈴木 浩伸

農業振興地域制度等の適正な運用について（申し入れ）

このことについて、平成9年12月1日付け9構改B第1151号構造改善局通知「農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について」（最終改正平成28年3月31日27農振第2452号）及び関東農政局助言に基づき別添のとおり静岡県賀茂農林事務所長あて申し入れを行ったので、貴委員会の審査等に当たって御留意願います。

令和5年8月8日

静岡県下田市箕作 459 番地

鈴木 浩伸 様

関東農政局農村振興部農村計画課

農業振興地域制度に関する相談について（回答）

令和5年7月27日付けで文書相談（照会）のありました「農業振興地域制度に関する相談について」について以下のとおり回答いたします。

【回答】

○除外手続き等の疑義について

（1）土地改良事業8年経過について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域からの除外は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないよう、農振法第13条第2項において、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができるとされています。

ア 農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

カ 土地改良事業等完了後8年を経過していること。

このため、農地転用のための農用地区域からの除外は、単にインターチェンジから一番近いという理由だけで行うことはできません。

また、農振法第19条において、農用地区域内にある土地であって土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについては、この章の規定（農用地区域内における開発行為の制限等）を適用しないとされていますが、この告示に当たっては、土地収用法第20条の規定に基づく事業認定が必要となります。

(2) 補助事業財産処分について

土地収用法第26条第4項において、「事業の認定は、第1項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。」と規定されていることから、当該告示前に、当該事業に係る地区内の農道や水路の付け替え工事が行われることは考えられません。

また、「補助金等に係る予算執行の適正化等に関する法律」に基づく処分制限期間の残っている農道の処分に係る申請承認については、通常は農振除外や転用許可の手続きと平行して行われるものであり、当該申請に当たっては、施設の処分理由及び今後の利用方法（処分区分）、処分の対象財産が明確に記されている必要があります。

(3) その他

中山間地域等直接支払制度を含む農業施策は、地域の農業振興の基本的方向に沿った形で推進されることが重要であると考えます。

農振制度に係る市町村又は都道府県の事務は自治事務となっています。個別事案に係るご相談については、市町村及び都道府県の対応となることをご了承いただきますようお願い申し上げます。

(担当：農村計画課 農業振興地域係)

令和5年7月27日

関東農政局 農村振興部 農村計画課 御中

静岡県下田市箕作459番地  
鈴木 浩伸

### 農業振興地域制度に関する相談について

平成9年12月1日9構改B第1151号構造改善局通知「農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について」（最終改正 平成28年3月31日27農振第2452号）に基づき以下のとおり文書相談（照会）します。

#### 記

現在工事が進められている伊豆縦貫自動車道の（仮称）下田北インターチェンジ近接の農振農用地において下田市は道の駅等を整備すべく、まずは制約のある農振農用地区域内農地（青地）から除外しようと県と調整を進めています。

一方、地権者や耕作者の同意は得ておらず、道の駅等の具体案（機能、規模含め）は全く示されていません。市議会も不知でこのような調整を行っている事実すら明らかにしておらず、当然ながら実現可能性を裏付ける予算目処は全くありません。

このような状況下において、除外協議の対象としている農地を青地から除外した後、農地転用許可不要の取用対象事業（土地取用法第3条第32号の広場など）の名目で用地買収し建設発生日で埋め立てを行う計画のようです。

（静岡県及び下田市開示の公文書参考添付）

## 1 除外協議対象農用地について

下田市の公文書に示されている「除外協議対象農用地一覧表」の農地は平成7年度県営ほ場整備事業稲梓地区で基盤整備した農用地です。農地のほか（個々の農地に接する）道路、用水路、排水路も整備され、埋め立て対象（箕作中地区約2ha）にはこれら補助事業財産も含まれています。

そのなかでも道路（農道）にあっては、取得年月日は平成9年3月17日であり耐用年数（処分制限期間）40年であるため残存期間がまだ10年以上あります。

## 2 除外手続き等の疑義について

本事案について以下のとおり疑義があるので相談（照会）します。

### (1) 土地改良事業8年経過について

除外協議対象となっている農用地は土地改良事業完了から8年経過しているとはいえ、現に耕作が継続されており、（添付の下田市資料で耕作継続が困難としていた耕作者から今年から別の大手耕作者に耕作が引き継がれるなど）今後10年以上に渡って耕作継続が見込まれる日当たりの良い優良な水田区域であるにもかかわらず、具体的な道の駅等の構造物について未定の状況下で単にインターチェ

ンジから一番近いというだけで今後開発予定の広場造成などとして除外が認められるものなのか。

## (2) 補助事業財産処分について

除外予定地には我が家の水田（地番1433）も含まれており、当然そこに至る農道や水路があります。農地ナビ等で確認していただければ分かる通り、国道や県道に接していないためこれら農道や水路は耕作継続の上で必要不可欠なものです。

当方としては土地取用法に基づき公益性を認めた事業認定を市が得るまでは売却するつもりはないため、市が同地を除いて開発（埋め立て）をとした場合、耕作継続に当たり現在の農道や水路が維持されるのか、あるいは周辺とを迂回するような不便な付け替えが許されるものなのか教えてください。

また、補助金等に係る予算の適正化等に関する法律に基づき処分制限期間の残っている農道の処分については関東農政局において承認等関与すると見込まれますが、その際の申請承認等手続きは除外前にすべきものなのか除外後なのかどの時点となるのか、及び具体的施設の裏付けがない単なる広場の段階でも可能なのか教えてください。

## (3) その他

下田市は中山間地域直接支払制度の対象からこの地域を廃することで耕作者（利用権者）による耕作を諦めさせ不在地主を中心に開発のための売却同意拡大を目論んでいるようであるが、農業施策としてこのような手法が認められるものなのか問う。

以上

部長	局長	田保	農業ビジネス課長	課員	鷹野	担当	田保
			農地利用課長	課員			

## 打合記録

件名	下田市防災道の駅について		
開催年月日	令和4年10月24日(月)	場所	農地局内
参加者	下田市企画課 白鳥参事 同産業振興課 長谷川課長、進士課長補佐兼農林係長 農業局ビジネス課 大村班長、鈴木技師 農地局農地利用課 八十濱班長、鷹野班長、石田主任		
1	<p><b>相談内容(白鳥参事 下田市箕作地区 防災道の駅について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆縦貫道工事で造られる下田北IC(下田市箕作地区)周辺の開発として、国から選定を受けて「防災道の駅」を設置したい。</li> <li>当該地区は農用地区域内農地であるため、令和6年度に定期変更を行う際に農用地から除外したいと考えている。</li> <li>3か所ある候補地の面積は1.7ha~2.5haであり、農地転用にあたり国への協議を要する4ha以上の面積にはしない予定。</li> <li>しかし、箕作地区は令和3年度に人・農地プランが策定されたばかりである。</li> <li>候補地の地権者1名が、市が人・農地プランを策定したばかりの地区なのに、道の駅にする計画が出てくることはおかしいと反対中である。</li> <li>地権者はこのことを市長と語る会において市長へ質問しており、市長から当方に聞かれている状態である。</li> <li>当方としても、箕作地区に「防災道の駅」を設置することは令和元年度から考えていたことで、人・農地プランが策定されていたことも指摘されるまで把握していなかったため、驚いている状態である。</li> <li>次年度には人・農地プランが経営基盤強化促進法の改正によって「地域計画」として法定化されていくため、対応を急ぎたいと考えているが、計画変更は可能なのか教えてほしい。</li> </ul>		
2	<p><b>農地利用課、農業ビジネス課の回答</b></p> <p>(1) 農業ビジネス課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人・農地プランは、地域の人々が話し合った結果を基に市が策定するため、地域の方々に集まってもらい今後のことを決めて頂きたい。</li> </ul> <p>(2) 農地利用課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和55年度に区画整理事業をしているので、除外にあたって何か処分が必要なことがないか確認すること。</li> <li>中間管理機構による農地集積が行われていないか確認すること。</li> <li>当該地区は中山間地域等直接支払制度(第5期、令和2~6年度)の対象になっている。期間内に農用地区域から除外する場合は返還が必要になる可能性が高いので、除外する時期はよく担当者と打ち合わせること。</li> </ul>		
3	<p><b>今後の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下田市は、人・農地プランについて今後地域の方々と話し合うとしたため、その結果を受けた上で対応する。</li> </ul>		

R4.10.24 下田市

地区名	費用地区域 (㎡)	遊休農地 (㎡) 保全管理を除く。	中山間直接支払対象農地					
			地区名	面積 (㎡)	筆数	耕作者	対象外 (筆)	対象外 (面積)
箕作	93,669	12,348	県道東	25,341	28	13	42	16,872
			県道西	17,503	20	3	6	1,794
			国道西	18,980	22	4	11	4,984
椎原	106,594	11,905		50,162				
宇土金	85,242	6,304	下	26,298				
相玉	54,002	3,545						
堀之内	11,038							
横川	100,823	19,111						
北湯ヶ野	171,308	28,832		79,136				
加増野	116,982	22,849	雷田原	20,694				
須原	220,811	58,499	茅原野	39,654				

部長	局長	農業ビジネス課長	課員
		農地利用課長	課員

打合記録

件名	下田市の下田北 IC 付近の土地利用について		
日時	令和 4 年 12 月 2 日 (金) 15:30~16:00	場所	農地局会議室
参加者	下田市 松木市長 同企画課 白鳥参事 農地局農地利用課 西尾課長、山本主査		
<p>1 今回の来課の趣旨 (下田市長より)</p> <p>以前 (令和 4 年 10 月 24 日)、下田北 IC 付近への「防災道の駅」設置について農地利用課と打合せをしたところであるが、この度「防災道の駅」の他、新たに「運動公園」設置についても市で検討していくこととなったため、今後、県農地利用課にはアドバイス等支援をお願いしたい。</p> <p>2 下田市から経緯等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が県景観まちづくり課長であった頃から、白鳥参事とは協力関係にあり、今年度より、下田市で共に働くこととなった。</li> <li>・過日、伊豆半島サミットにて知事と市町長が対談した際に、伊豆地域に運動公園が無いことが話題となった。その際に、知事より伊豆縦貫道建設の残土を活用した運動公園整備に賛同する発言があった。</li> <li>・伊豆半島の東側は国立公園となっている地域が多く、残土の活用がし難い状況にあるようだが、下田市としては、地域で運動公園が必要とされているのであれば、残土を活用しつつ、地域にメリットのあることをしたいと考えている。</li> <li>・下田市は、西伊豆・東伊豆・松崎との交通の結節点に位置し、伊豆地域を代表する運動公園を設置するのであれば、下田市が適地となるものと言える。</li> <li>・下田北 IC の開通にあわせて、住民の意見を伺う中で、下田北 IC 付近に運動公園を設置する案が出てきている (市主導で計画しているわけではない)。</li> <li>・市としては、残土を活用して地域の方が利用できる公園や道の駅等ができるのであれば、悪い話ではないと考えているが、候補地となっている土地は農業が行われている所でもあるので、都市的利用の希望も農業利用の希望も尊重しなければならないと考えている。</li> <li>・下田北 IC 付近は人・農地プランが策定された地区であり、地権者の中には都市的利用に反対している方がいる。市としても人・農地プランをすすめたことは事実であるが、あらゆる地域住民の声を反映して下田市の今後を考えて行きたい。</li> <li>・道の駅等を整備するのであれば、国交省が道路事業の補助金の活用等において応援してくれることになっている。人・農地プランにおいても計画を策定すれば補助金等を受けられるものと想定されるが、国交省の補助金と農水省の補助金のどちらを活用することが市の発展につながるかを考えながら、土地利用について検討していきたいので、今後、県農地利用課にはアドバイス等支援をお願いしたい。</li> <li>・国交省から素案として提案された内部資料が、いつの間にか地権者の手に渡り、誤解を招き、地権者の反感をかってしまっているようであるので、資料の取扱や発言には細心の注意を払っている。</li> <li>・市の庁舎移転にあわせて、町全体のデザインを改めて考えているところではあるが、農地を転用して開発することになる案件が多いので、まずは、農業調整をしなければ始まらないという認識でいる。</li> </ul>			

### 3 農地利用課からの意見等

- ・人・農地プランの所管課は農業ビジネス課であるので、まずは市で地域の方の意向をくみつつ、目指すべき方向を定め、市と農業ビジネス課で調整していただくと良いと考える。
- ・来年度以降に地域計画が策定されるものと想定されるので、策定前に市の内部（農政部門⇔都市計画部門）でも方針について調整することが肝要だと思われる。

### 4 今後の対応

下田市は、人・農地プラン(地域計画)について今後地域の方々と話し合うとしたため、その結果を受けた上で対応する。また、賀茂農林事務所、農業ビジネス課と情報共有する。

理事		局長		課長		課員	(利用例)		
----	--	----	--	----	---	----	-------	---	---

### 現地確認記録簿

件名	農業振興地域制度及び農地転用許可制度に関する説明会
年月日	令和5年6月16日(金) 作成者 農地利用課 技師 大槻拓海 
出席者	下田市（白鳥参事、進士係長、大年主事）、河津町（長谷川主任主事）、南伊豆町（渡邊主事）、東伊豆町（栗田係長、田村主査）、南伊豆町（白井主幹兼農林水産振興係長）、松崎町（1名） 賀茂農林事務所（川出部長、大城企画経営課長、梶浦技師） 農地利用課：石田主任、大槻
場所	下田総合庁舎2階第4会議室
内容	
<p>賀茂農林事務所管内市町は、ここ数年定期変更が行われていないため、賀茂農林事務所が開催する標記説明会に参加し、農業振興地域制度と農業振興地域整備計画の定期変更について当課から説明を行った。</p> <p><b>1 農業振興地域制度の概要（農地利用課 大槻）</b> 別添（令和5年度農業振興地域制度説明資料）に従って説明を行った。</p> <p><b>2 農業振興地域整備計画の定期変更について（農地利用課 大槻）</b> 別添（市町農業振興地域整備計画の定期変更の手引き）に従って説明を行った。</p> <p><b>3 権限移譲の紹介（農地利用課 石田主任）</b> 別添（権限移譲に関する今後の流れ）について興味や質問事項があれば、農地調整班鷹野班長に連絡するよう伝達した。</p> <p><b>4 農地転用許可制度の概要、事務手続き（賀茂農林事務所 梶浦技師）</b> 別添（農地転用許可制度について）に従って説明が行われた。</p> <p><b>5 農振制度に関する質疑・意見等</b></p> <p>(1) 下田市（白鳥参事） 27号計画による農用地区域からの除外について、どのようなものであれば可能なのか。たとえば、農の駅、農の物産展等は可能なのか。</p> <p>(2) 下田市（白鳥参事） 伊豆縦貫自動車道に供された土地を農用地区域から除外するときに、道路周辺の農地も農用地区域から除外したい。農業振興地域整備計画は10年後を見通した計画と認識しているが、伊豆縦貫道周辺の農地は、高齢化等に伴い10年後を見通すことができず、手放したい意向を持っている方がいる。そのため、定期変更において伊豆縦貫自動車道に供された土地を除外する際に、道路周辺の農地も併せて、農</p>	

用地区域から除外をしたいと考えている。

**(3) 賀茂農林事務所（川出部長）**

農業経営基盤強化促進法における地域計画を令和6年度までに作ることになったため、現在の農政のトレンドは地域計画になっているが、本来は農業振興地域制度あってこそその地域計画と考えている。地域計画と農業振興地域整備計画のすり合わせが重要と考えるため、地域計画を策定する際の地域への意見徴集を農業振興地域整備計画の変更に係わる基礎調査に反映できるといい。

**(4) 賀茂農林事務所（川出部長）**

基礎調査の調査項目に関するマニュアル作成や情報提供があるといい。

**6 質疑・意見に関する処理案**

5における質疑について、以下のとおり回答する。

**(1) 27号計画について**

農振法施行規則第4条の5第1項第27号の各号をすべて満たす計画において、種類、位置及び規模が定められている施設で、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興をはかるために必要なものに限り、法第10条4項に該当するものとして、農用地区域からの除外が可能。農業振興地域制度に関するガイドライン（以下、ガイドライン）第13-3-(6)及び農業振興地域制度に関する参考様式集第8も参考とされたい。

**(2) 道路周辺の除外について**

道路等の開発許可不要案件は、ガイドライン第16-2-(1)-④により、施設の整備後に、基礎調査を要さない随時変更で農用地区域から除外が可能。

また、道路等に供された土地の周辺の農地は、法第10条第3項各号に非該当となった場合や、法第10条第4項に該当する場合、法第13条第2項の6要件を満たす場合のみ農用地区域からの除外が可能。

**(3) (4) 川出部長からの意見について**

6月19日(月)に川出部長から電話があり、5(3)(4)について石田主任から、以下のとおり回答した。

- ・地域計画策定のために行う調査において、基礎調査に応用できるものがあれば、活用して頂きたい。
- ・基礎調査のマニュアルについては、初期案を川出部長が作成の上、また農地利用課へ相談したいとされたので、了解した。

以上、復命します。

復 命 書

供 覧	所 長	次長兼 総務課長	農業振 興部長	企画経 営課長	地域振 興課長	課員
	"	"			"	
						令和5年6月14日
賀茂農林事務所長 様		職氏名		企画経営課 主任	佐藤 未里 印	
下記のとおり、復命します。						
用 件	箕作地区における人・農地プラン及び中山間直接支払制度の取り扱いについて					
日 時	令和5年6月13日(水)			用 務 先	総合庁舎	
出 席 者	下田市 進士課長補佐兼農林係長、黒田課長補佐 賀茂農林 川出部長、大城課長、佐藤					
<p>1 人・農地プランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆縦貫道を通すにあたって、箕作地区に道の駅等の設置計画が立てられている(内容は未定)。箕作の青地を除外し、転用する可能性があるが、箕作地区の実質化された人・農地プランを変更・廃止する必要があるか。</li> <li>→人・農地プランは地域計画が作成されれば置き換わるものであるため、あらためて変更する必要はない。地域計画は毎年見直しをしていくものであるため、明確になった時点で盛り込んで良い。</li> <li>(農林) 箕作の扱いは9月末までに行う協議の場で示して協議するという形で問題ないと思われる。その結果で箕作地区に対する地域計画の作成を見送るという内容を得る形。</li> </ul> <p>2 中山間直接支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>箕作の中山間地域直接支払制度について、第5期の期間中であと1年度契約期間が残っているが、5年度をもってやめようと考えている(箕作中、下が開発予定地。箕作上は耕作継続可能)。返還等についてはどうなるか。</li> <li>→①土地収用法第3条(収用適格事業)該当事業実施のため、②自然災害による継続困難、③耕作者の死亡による継続困難、④農業施設用地への転換、これら4つの理由による廃止であれば返還の対象とならない(ただし、開発予定が「箕作中」と「箕作下」だけなら、取組の継続が可能な「箕作上」は返還の対象になる可能性あり。協定丸ごとの廃止はしない方が良い)。今回の案件は、将来の可能性を受けての廃止となるため、返還(遡及適用)対象となる。</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青地を除外した場合に、相当分の青地を新たに確保しなければならないかどうか。</li> <li>→規制はない。除外すべき所は除外し、編入すべきところは編入すべきという考え。</li> <li>農振除外したとしても、下田市の農業をどのようにしていくか農業振興計画に示す必要がある。</li> </ul>						
						以上

市長	副市長	課長	補佐	係長	課僚	係
					   	

打合せ結果整理シート

< 打合せ内容 >	箕作地区における人・農地プラン及び中山間直接支払制度の取扱いについて
< 日時・場所 >	令和5年6月13日(火) 15:00~16:30 下田総合庁舎賀茂農林事務所内打合せスペース
< 出席者 >	賀茂農林事務所：川出農業振興部長、大城企画経営課長、佐藤企画経営課主任、梶浦企画経営課技師 下田市：課長補佐兼農林係長 進士高広、課長補佐 黒田幸雄
< 報告内容 >	<p>※ 下田市の現状（市全体の人・農地プランの概要、箕作地区における実質化された人・農地プランの概要、地域計画作成に係る市の方針、箕作地区における中山間直接支払制度に係る協定内容など）を説明したのちに、打合せを開始</p> <p>【人・農地プランについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人・農地プランは、地域計画が作成されれば置き換わるものであると理解しているため、あらためて既存の人・農地プランの変更はいらないと理解している。（佐藤主任）</li> <li>○ 地域計画は、10年先の目標地図から成り立つ。将来の土地利用が不確定・不透明ということであれば、その部分の地域計画を作らないということについては、問題ない。（佐藤主任）</li> <li>○ 地域計画は、毎年見直しをしていくものであるため、明確になった時点で盛り込めばよい。（佐藤主任）</li> <li>○ 実質化された人・農地プランの作成から間を置かず計画を変更することを懸念しているようであるが、作成後に背景、情勢等が変化したということであるので問題ないと思われる。</li> <li>○ 人・農地プランの扱いや、中山間直接支払の扱いは、地域計画の作成手順で「9月末までに」となっている協議の場の結果公表で示すという対応で問題ないと思われる。当該結果の中で、箕作地区に対する地域計画の作成を見送るという内容を得る。</li> </ul> <p>【中山間直接支払制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、第5期の期間中で、あと1年度、計画期間が残っている。期間中の協定廃止となると遡及して期間中全ての補助金が返還対象になる可能性がある。内容を確認して連絡する。（大城課長）</li> </ul> <p>⇒回答あり：①土地収用法に係る事業実施のため、②自然災害による継続困難、③耕作者の死亡による継続困難、④農業施設用地への転換、これら4つの理由による廃止であれば返還の対象とならない。今回の案件は、将来の可能性を受けての廃止となるため、返還（遡及適用）対象となる。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青地の総量規制は、なくなったと思う。確認して連絡する。（川出部長）</li> <li>○ 農振除外をしたとしても、農業生産高、農作物生産量等の維持を目指す計画とする必要がある。（川出部長）</li> </ul>



【報告回覧日：令和5年4月3日（月）】

（農林係）

市長	副市長	参事	課長	補佐	係長	課 僚	係
							
建設課 (伊豆縦貫道係)			課長	補佐	係長	課 僚	係
							
企画課 (政策推進係)			課長	補佐	係長	課 僚	係
							

（聞取票用紙）

聞 取 票					
日時	令和5年3月31日（金） 15:30	対話者	賀茂農林事務所 川出 農業振興部長	受理者	課長補佐兼農林係長 進士高広
件 名	下田北 I C 周辺の農地の土地利用に関し、問い合わせていた件に対する回答				
要件の概要	<p>【問】中山間地域直接支払制度補助金の交付団体において、水路、農道等の補修に補助金を充当した場合、基盤改良事業に該当し、農振除外の5要件の一つである「農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条に規定する土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年」という基準を起算する場合の対象となるか。</p> <p>&lt;答&gt;中山間制度の利用による補修等は、基盤改良事業には当たらないため、8年基準の対象とはならない。</p> <p>【問】中山間地域直接支払制度の対象期間中において、農地以外の土地利用計画を作成することはできるか、また、作成した場合、補助金の返還等は発生するか。</p> <p>&lt;答&gt;現在の対象期間が令和6年度までとなっているが、令和5年度中に計画を樹立し、令和7年度の事業着工とした場合、令和6年度中に農地としての活用、保全が行われていれば、令和6年度まで交付される。ただし、期間中に対象地を農振除外すると、「農用地」という要件が外れてしまうため、交付されない。</p> <p>【問】農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定に対する例外として規定される土地収用法については、都市計画区域内でないと適用されないのでは</p> <p>&lt;答&gt;土地収用法について、都市計画区域内における事業に限定しているわけではないので、都市計画区域外の事業であっても対象となる。</p>				



令和5年3月29日 産 業 振 興 課						
課長	副市長	課長	補佐	係長	主任	係長

年 月 日			企 画 課		
課長	参事	課長補佐	係長	合 議	係

賀農企第301号  
令和5年3月29日

下田市長 松木正一郎 様

静岡県賀茂農林事務所  
所長 藪崎 武彦

伊豆縦貫自動車道下田北IC周辺の農地利用について

令和5年3月23日付け下産農第68号により協議のあったことについて、農用地の除外及び中山間地域等直接支払交付金事業計画の変更に向けての協議については承知します。

については、具体的な変更計画が樹立され次第、農業振興地域の整備に関する法律及び中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき、協議して下さい。

担 当：企画経営課  
電話番号：0558-24-2076



様式第5号 (第11条関係)

至急		分類記号		保存年限		<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 1	
秘密		ファイル名					
1 公開 (一部公開・解除後公開・全部公開) 2 非公開				担当課名 産業振興課 職氏名印 課長補佐兼農林係長 進士高広 			
非公開 (一部・時限・全部) の理由、箇所  (該当条項) 条例第 条第 項に該当 (解除予定年月日) 年 月 予定				起案年月日		令和 5年 3月 14日	
				決裁年月日		令和 5年 3月 23日	
				施行日		令和 5年 3月 23日	
				文書番号		下茂農集 第 68 号	
浄書者印		校合者印					
あて先		先方の文書		第 号		年 月 日	
		発信者名		市長名・副市長名・課長名・課名			
市長		副市長		教育長		指示又は意見	
							
主管課内		課長		補佐		主管係長	
							
						課僚	
						  	
合議						審査確認	
						文書主任	
						公印	
標 題 伊豆縦貫自動車下田北IC周辺の農地利用に関する協議について このことについて、賀茂農林事務所に対し、別添のとおり協議依頼の文書を提出してよろしいか伺います。							



下産農第68号  
令和5年3月23日



賀茂農林事務所長 藪崎 武彦 様

下田市長 松木 正一郎

伊豆縦貫自動車道下田北IC周辺の農地利用について（協議）

このことについて、別添のとおり本市内の稲梓地域発展のための提案書が、提出されました。これを受け、本市としては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更が必要と判断いたしましたので、別紙一覧表の区域における農用地の除外及び中山間地域等直接支払交付金事業の変更に向けての協議をお願いします。

下田北ICを中心とした周辺地域は、本市の都市計画マスタープラン（平成28年3月制定）において、防災と地域発展のための区域として、並びに地域住民の生活及び地域活動による交流の拠点として位置付けているとともに、現行の農業振興地域整備計画においても、本市の新たな発展のため、防災拠点として活用できる多目的広場や休憩場所の整備を検討し、防災機能の強化と観光振興につなげていく場所としています。

提案書の提出者は、下田北ICをその区域に持つ自治会の箕作区及び箕作区を含む稲梓地区全体の自治会長で構成する稲梓地区区長会の連名であり、地域として下田北IC周辺を活用した地域づくりを望んでいます。

伊豆縦貫自動車道整備事業は、本市の発展のみならず、賀茂地域発展の千載一遇の好機であると捉えております。農業振興地域整備計画の変更は、その第一歩となりますので、是非、協議をお願いいたします。

担当：産業振興課農林係  
課長補佐兼係長 進士 高広  
電話：0558-22-3914

Mail：sangyou@city.shimoda.lg.jp



除外協議対象農用地一覧表

大字名	地番	登記地目	現況地目	登記地積	現況地積	地区区域
箕作	538-4	田	田	101	101	D-1
箕作	555-4	田	田	230	230	D-1
箕作	575-1	田	田	149	149	D-1
箕作	575-3	田	田	17	17	D-1
箕作	576-1	田	田	329	329	D-1
箕作	577	田	田	72	72	D-1
箕作	579-1	田	田	99	99	D-1
箕作	581-2	田	田	31	31	D-1
箕作	587-1	田	田	877	877	D-1
箕作	587-3	田	田	124	124	D-1
箕作	590	田	田	165	165	D-1
箕作	595-1	畑	畑	257	257	D-1
箕作	1406	田	田	576	576	D-1
箕作	1407	田	田	598	598	D-1
箕作	1408	畑	畑	296	296	D-1
箕作	1409	田	田	784	784	D-1
箕作	1410	田	田	766	766	D-1
箕作	1411	田	田	572	572	D-1
箕作	1414	田	田	1031	1031	D-1
箕作	1415	田	田	917	917	D-1
箕作	1416	田	田	1229	1229	D-1
箕作	1419	田	田	645	645	D-1
箕作	1420	田	田	789	789	D-1
箕作	1421	田	田	975	975	D-1
箕作	1422	田	田	712	712	D-1
箕作	1424	田	田	1745	1745	D-1
箕作	1427	畑	畑	65	65	D-1
箕作	1428	田	田	2341	2341	D-1
箕作	1429	田	田	905	905	D-1
箕作	1432	田	田	398	398	D-1
箕作	1433	田	田	1151	1151	D-1
箕作	1435	田	田	505	505	D-1
箕作	1438	田	田	1167	1167	D-1
箕作	1439	田	田	992	992	D-1
箕作	1440	田	田	516	516	D-1
箕作	1441	田	田	130	130	D-1
箕作	1442	畑	畑	26	26	D-1
箕作	1444	田	田	638	638	D-1

除外協議対象農用地一覧表

大字名	地番	登記地目	現況地目	登記地積	現況地積	地区区域
箕作	1445	田	田	401	401	D-1
箕作	1448	田	田	25	25	D-1
箕作	1449	田	田	251	251	D-1
箕作	1450	田	田	61	61	D-1
箕作	1452	畑	畑	165	165	D-1
箕作	1453	田	田	237	237	D-1
箕作	1454	田	田	501	501	D-1
箕作	1456	田	田	1351	1351	D-1
箕作	1459	田	田	1221	1221	D-1
箕作	1460	田	田	919	919	D-1
箕作	1464	田	田	210	210	D-1
箕作	1465	田	田	173	173	D-1
箕作	1467	田	田	344	344	D-1
箕作	1468	田	田	350	350	D-1
箕作	1469	田	田	1277	1277	D-1
箕作	1470	田	田	1326	1326	D-1
箕作	1471	田	田	791	791	D-1
箕作	1472	田	田	546	546	D-1
箕作	1477	田	田	2388	2388	D-1
箕作	1478	田	田	2029	2029	D-1
箕作	1479	田	田	1072	1072	D-1
箕作	1480	田	田	1144	1144	D-1
箕作	1481	田	田	1516	1516	D-1
箕作	1483	田	田	491	491	D-1
箕作	1484	畑	畑	93	93	D-1
箕作	1490	田	田	1286	1286	D-1
箕作	1491	田	田	1664	1664	D-1
箕作	1492	田	田	1449	1449	D-1
箕作	1493	田	田	774	774	D-1
箕作	1494-1	田	田	306	306	D-1
箕作	1494-2	田	田	443	443	D-1
箕作	1495	畑	畑	619	619	D-1
箕作	1496	畑	畑	37	37	D-1
箕作	1497	田	田	530	530	D-1
箕作	1500	畑	畑	36	36	D-1
箕作	1501	田	田	286	286	D-1
箕作	1502	田	田	335	335	D-1
箕作	1503	田	田	429	429	D-1



除外協議対象農用地一覧表

大字名	地番	登記地目	現況地目	登記地積	現況地積	地区区域
箕作	1510	田	田	540	540	D-1
箕作	1511	田	田	1363	1363	D-1
箕作	1512	田	田	611	611	D-1
箕作	1513	田	田	624	624	D-1
箕作	1514	田	田	732	732	D-1
箕作	1515	田	田	809	809	D-1
箕作	1516	田	田	1269	1269	D-1
箕作	1517	田	田	512	512	D-1
箕作	1518	田	田	635	635	D-1



内中山間地域直接支払制度協定農用地一覧表（再掲）

一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積 (㎡)	農用地の現況	具体的活動内容
箕作	箕作中	1406	田	576	耕作	耕作
箕作	箕作中	1407	田	598	耕作	耕作
箕作	箕作中	1415	田	917	耕作	耕作
箕作	箕作中	1428	田	2,341	耕作	耕作
箕作	箕作中	1429	田	905	耕作	耕作
箕作	箕作中	1419	田	645	耕作	耕作
箕作	箕作中	1420	田	789	耕作	耕作
箕作	箕作中	1409	田	784	耕作	耕作
箕作	箕作中	1410	田	766	耕作	耕作
箕作	箕作中	1416	田	1,229	耕作	耕作
箕作	箕作中	1421	田	975	維持管理	維持管理
箕作	箕作中	1422	田	712	維持管理	維持管理
箕作	箕作中	1424	田	975	耕作	耕作
箕作	箕作中	1435	田	505	耕作	耕作
箕作	箕作中	1433	田	1,151	耕作	耕作
箕作	箕作中	1438	田	1,167	耕作	耕作
箕作	箕作中	1432	田	398	耕作	耕作
箕作	箕作中	1444	田	638	耕作	耕作
箕作	箕作中	1445	田	401	耕作	耕作
箕作	箕作中	1414	田	1,031	耕作	耕作
箕作	箕作下	1490	田	1,286	耕作	耕作
箕作	箕作下	1503	田	429	耕作	耕作
箕作	箕作下	1497	田	530	耕作	耕作
箕作	箕作下	1494-1	田	306	耕作	耕作
箕作	箕作下	1494-2	田	443	耕作	耕作
箕作	箕作下	1481	田	1,516	耕作	耕作
箕作	箕作下	1480	田	1,144	耕作	耕作
箕作	箕作下	1479	田	1,072	耕作	耕作
箕作	箕作下	1471	田	791	耕作	耕作
箕作	箕作下	1472	田	546	耕作	耕作
箕作	箕作下	1469	田	1,277	耕作	耕作
箕作	箕作下	1468	田	350	耕作	耕作
箕作	箕作下	1470	田	1,326	耕作	耕作



内中山間地域直接支払制度協定農用地一覧表（再掲）

一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積 (㎡)	農用地の現況	具体的活動内容
箕作	箕作下	1467	田	267	耕作	耕作
箕作	箕作下	1456	田	913	耕作	耕作
箕作	箕作下	1460	田	919	耕作	耕作
箕作	箕作下	1459	田	1,221	耕作	耕作
箕作	箕作下	1511	田	1,363	耕作	耕作
箕作	箕作下	1512	田	611	耕作	耕作
箕作	箕作下	1513	田	624	耕作	耕作
箕作	箕作下	1514	田	575	耕作	耕作
箕作	箕作下	1515	田	809	耕作	耕作
箕作	箕作下	1516	田	1,269	耕作	耕作
箕作	箕作下	1517	田	512	耕作	耕作
箕作	箕作下	1518	田	635	耕作	耕作
箕作	箕作下	1454	田	501	耕作	耕作
箕作	箕作下	1477	田	2,220	耕作	耕作
箕作	箕作下	1478	田	1,886	耕作	耕作

令和5年3月13日

下田市長 松木 正一郎 様

稲梓地区 区長 齋藤 隆  
会長 土屋 博  
箕作区長 鈴木 弘

### 令和4年度稲梓地区・区長会（箕作区）提案書

今年度、伊豆縦貫自動車道の河津下田道路1期起工式が行われ、さらに工事が進んでくるものと思われま

す。稲梓区長会（箕作区）として、稲梓地域発展のため次の事項を提案させていただきます。

#### 1 農業施策の見直しについて

先日行った箕作区内の農地に関する勉強会では、耕作者からは、継続して耕作していくことは困難であること、10年の農地利用計画を策定されても実施はできないこと、青地を白地に見直してほしいなどの声が多く上がりました。農業の実態をしっかりと把握し、青地の除外に向けて進めて下さい。

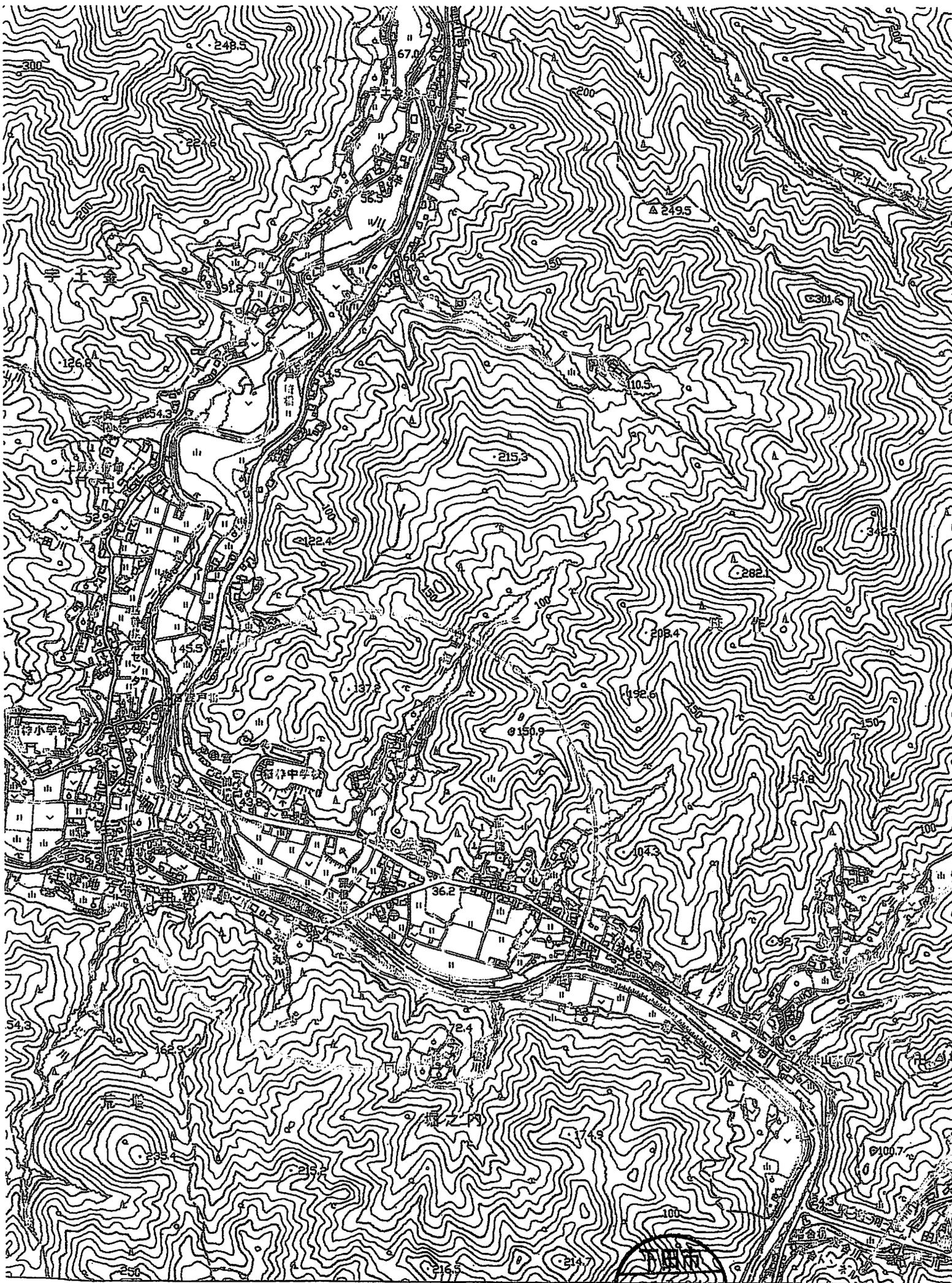
#### 2 賀茂地域、稲梓地域の活性化拠点の整備について

先日開催された箕作区内の地域づくり（土地利用）に関する勉強会では、拠点づくりのアイデアが参加者から多数出されました。稲梓地域にとって箕作は地域の拠点となる場所です。また、賀茂地域にとっても重要な場所であるため、箕作インターチェンジ周辺（添付図）が、活性化の拠点や防災拠点にもなるような整備の検討をお願い致します。

#### 3 住民と市、県、国で一緒に考え一緒に行動できる取り組みについて

稲梓地域の発展のため、稲梓のみならず全体の発展のために、良い場所となるように、住民と市、県、国で一緒に考え一緒に行動できるようにしていただけるようお願い致します。





市田町  
5.7.24  
情報公開



## 第3回 下田市建設発生土活用検討会 結果

### ■基本計画(たたき案)について(説明及び質疑応答)

#### ○(株)フジヤマより「基本計画(たたき案)」の概要について説明

(箕作候補地)

- 第2回検討会では、土地活用の考え方やゾーニングについて、A グループ、B グループともに同じような考えであった。
- 全体の面積は約 1.5ha。多目的広場(約 0.7ha)をメインに配置。多目的広場はミニサッカー、ソフトボール、少年野球、グラウンド・ゴルフ(8ホール)、ヘリポートなどの活用が可能。
- その他、地域の小さな子どもが遊べる遊具を設置。また、多目的広場の周囲に散策路を配置。
- トイレはバリアフリー対応の多目的トイレを1箇所。駐車場は身体障害者用2台を含め計 50 台。
- 川沿いの管理道に降りることができる階段を1箇所設置。
- 整備費用としては約1億 5000 万円。

(須原候補地)

- 第2回検討会では、A グループが「道の駅(ドライブイン)」、B グループが「体育館」と大きく違っていた。今回のたたき案は体育館として整理してあるが、道の駅より体育館の方が可能性が高いという訳ではない。現段階でどちらにするか判断できないため、ひとまず体育館のパターンを整理させてもらった。
- 全体の面積は約 1.3ha。駐車場は、中央部を中心に身体障害者用4台、大型バス2台を含む計 102 台。その北側に2階建ての体育館(バレー・バスケ2面、卓球場、柔道場、剣道場、事務所、トイレを確保)
- 駐車場の南側に雨天対応の遊び場を含む子どもランド(アスレチック遊具)を確保。
- 整備費用としては約2億5千万円。それに体育館の建設費(数十億円)が加わる。
- 道の駅にする場合は、体育館のスペースに道の駅、休憩スペースなどが配置される。

#### ○市より「基本計画(たたき案)」に対する市の考え等について説明

(全体)

- 3年後の受け入れを目指している。施設が整備されるのは4、5年後と思われる。今年度中に利用目的を整理したい。

(箕作候補地)

- 縦貫道が整備されることにより、国道 414 号の交通量は減少すると想定される。箕作候補地については地元が活用しやすい環境になると考えられる。基本計画(たたき案)は市の考えにも近いイメージといえる。

(須原候補地)

- 須原候補地の体育館の整備については、経済的に難しい。整備まで時間もかかる。下田市では、中学校の再編(統廃合)の話が進められている。まだ、稲梓中学校の体育館利用について方向性は出ていないものの、こうした状況の中で、須原地区に体育館を新たにつくることは難しい。学校の体育館の利用者も少ないのが現状。
- 道の駅についても大きな立派な施設の整備は難しい。函南ゲートウェイは町が 14 億円負担したと聞いている。周辺の道の駅との距離(下田のまちなかへは6、7分程度、昭和の森道の駅からは 20 分程度)から考えても須原候補地への道の駅の必要性、利用性は低いと思われる。
- 須原地区の子どもランドについても、箕作地区に整備することは考えられないか。

## ○質疑応答

- 箕作の候補地の地権者には、一部同意がない方がいるとの話がある。地権者としっかり調整してほしい。
  - ⇒ 測量等の段階で埋め立て、活用について意向の確認を行っている。同意のない方はいなかった。相続の方は、代表者のみ説明となっているため、そのような話がでていたのではないかと。
- 候補地について、埋め立ては了解しているが、土地を買ってくれるのか？借地なのか？地権者への条件提示がないため、わからない。
  - ⇒ できれば買い取りたいと考えている。一部の地権者へは買い取りの意向で説明を行っている。
  - ⇒ 土地利用の目的、方向性が決まっていない現段階では、条件や事業の説明が難しい。そのため、今年度、検討会において土地利用の目的や、方向性を明確化していきたい。
  - ⇒ 農地を農地として整備するのではなく、地域振興を目的とした整備ができればと考えている。
- 公共の土地でなければ、埋め立てすることができないのか。
  - ⇒ 農地のまま埋め立てて、埋め立てた後に圃場整備し農地として活用することはできるが、今後も積極的に農地利用を考えている地権者は少ないのではないかと。
- 整備後の維持・管理に対する費用等もしっかり考えてほしい。（整備のやりっぱなしでは困る）
- 体育館や道の駅が難しいとのことだが、市が出すことが可能な予算など、市の意向をもっと言ってもよいのではいか。検討にあたっては、市の予算や方針を示してほしい。市としてつくる意思、財源はあるのか。
- 体育館の整備はお金がかかるもの。県への働きかけはできないのか。
  - ⇒ 前市長の時、県に要望を挙げている。当時は県にそういった意向はないとのことであった。
- 須原地区は、埋め立て後に地権者に土地を返却するのか。
  - ⇒ 埋め立て後、圃場整備をして農地として返却することも考えられるが、農地として活用したい地権者も少ないのではないかと。できれば買い取りたいと考えている。
- 縦貫道 IC を決めた経緯は。
  - ⇒ 国道 414 号、縦貫道（トンネル）を整備したことにより、一番効果が出る箇所を IC に位置づけている。



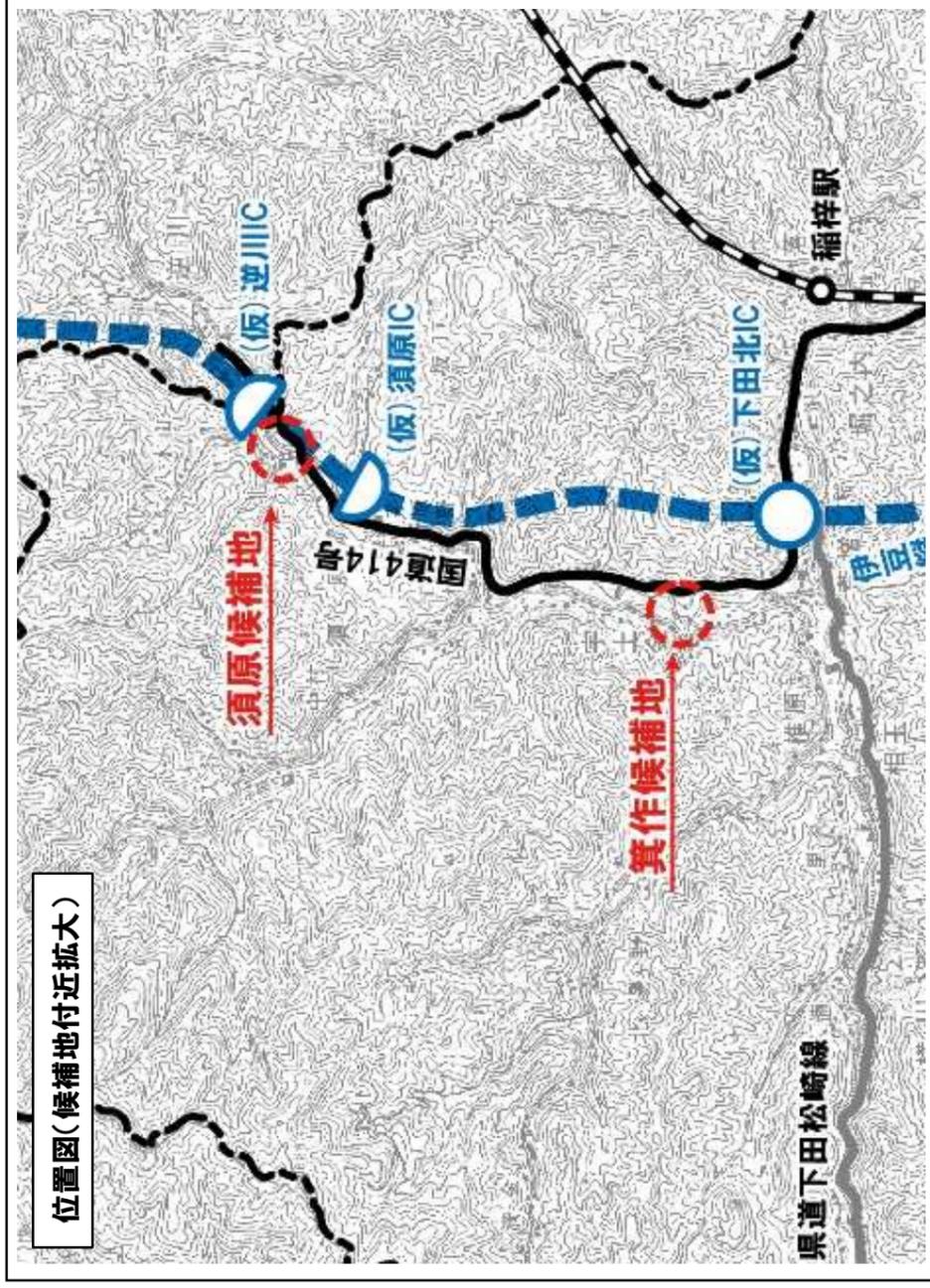
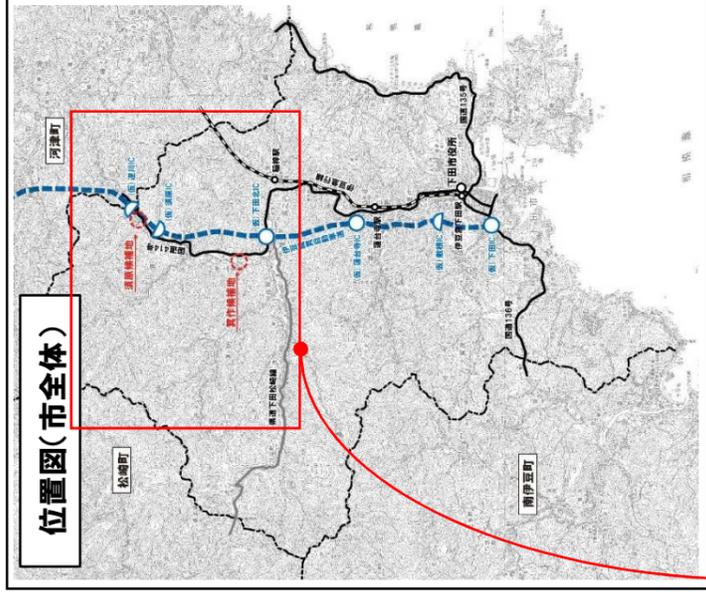
## 下田市建設発生土検討 候補地(須原地区、箕作地区)の概況

### ■候補地の位置

- 須原候補地、箕作候補地は、市の北部、国道414号沿いに位置している。市の市街地へは車で15～20分程度で行くことができます。
- 候補地に近接して、伊豆縦貫自動車道(河津下田道路)の(仮称)逆川IC、(仮称)須原IC、(仮称)下田北ICが整備される計画となっています。

### ■人口・産業

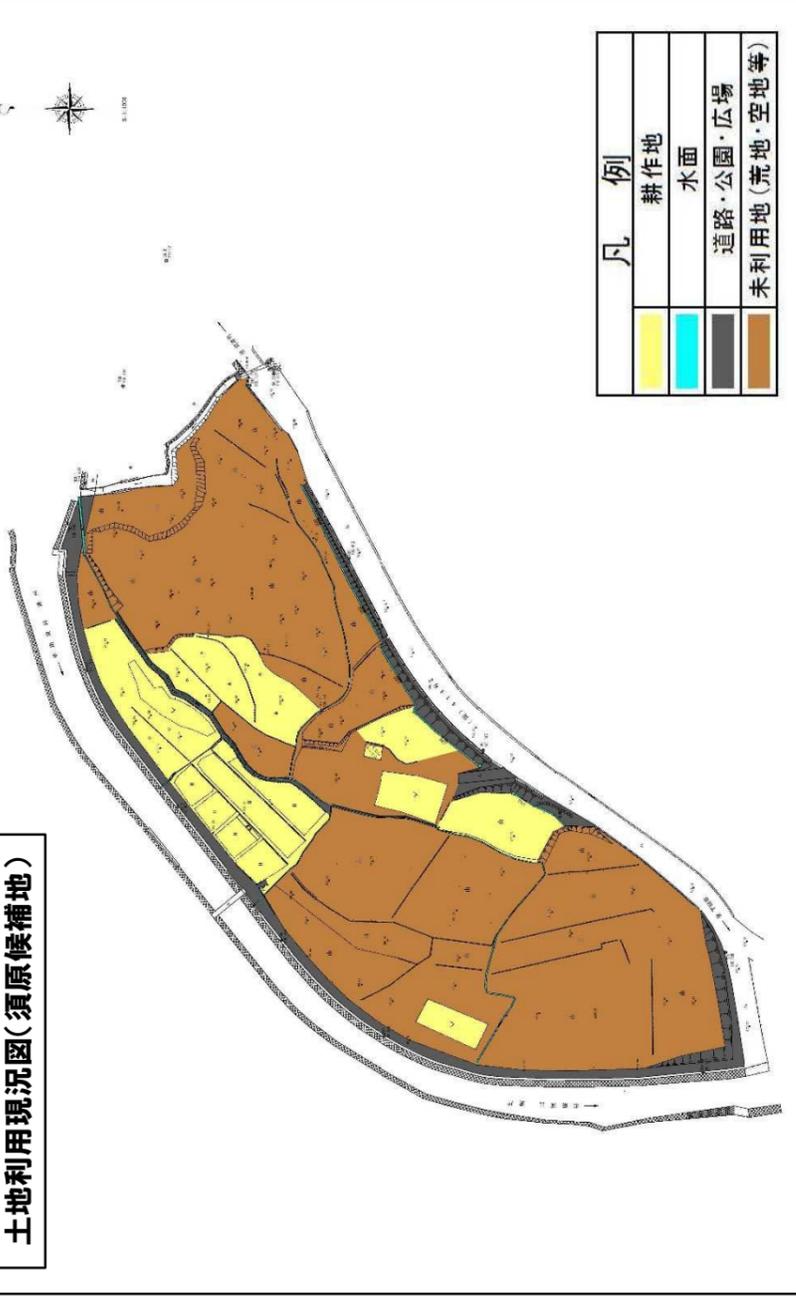
- 市全体と同様に、須原地区、箕作地区ともに人口減少が続いています。
- 須原地区は平成10年(571人)から平成28年(385人)、箕作地区は平成10年(543人)から平成28年(445人)となっています。
- 産業としては、商工業の事業所は少なく、地区としては農業が主要な産業となっています。販売農家数の推移をみると、専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家とともに減少しています。



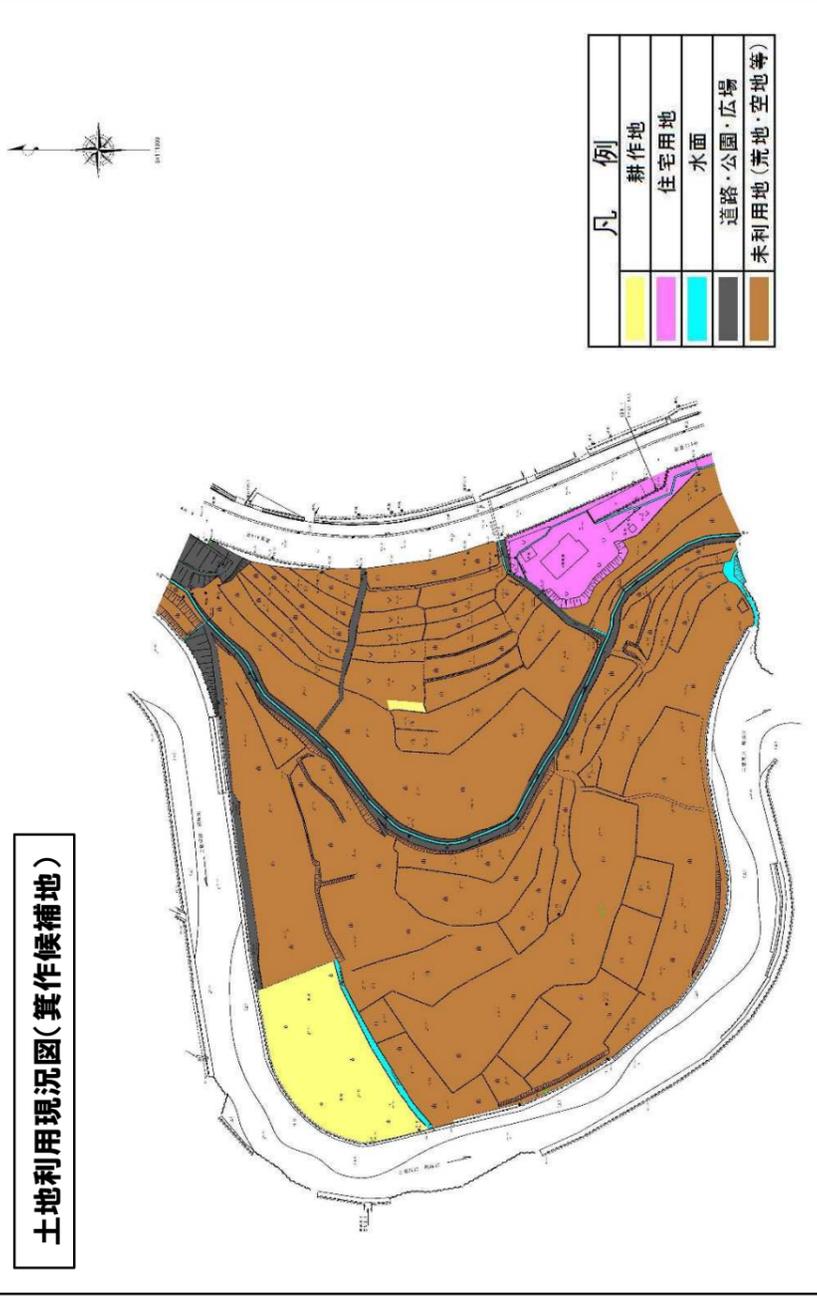
### ■土地利用の状況

- 両候補地ともに、一部農地として利用されているもの、大部分が未利用地(荒地・空地等)となっています。
- 箕作候補地に隣接して住宅が1軒建っています。

土地利用現況図(須原候補地)



土地利用現況図(箕作候補地)



## ■法適用の状況

### 《都市計画関連》

○**両候補地ともに都市計画区域外に位置**しており、1haを越える大規模な開発行為に対しては許可が必要となります。

### 《農業関連》

○**両候補地ともに農業振興地域内に位置**しています。候補地内の多くの農地が**農用地区域（青地農地：原則農地転用が許可されない）**に指定されています。

○両候補地内には森林はないものの、周辺は森林に囲まれています。

### 《災害対策関連》

○砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づく指定区域の状況を見ると、「**地すべり防止区域**」が**須原候補地に近接**して指定されています。

○「土砂災害防止法」に基づく指定区域の状況をみると、**箕作候補地が「土砂災害警戒区域（土石流）」**となっています。また、**両候補地に近接して「土砂災害警戒区域（土石流）」、「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」**が指定されています。

## ■道路・河川の状況

○両候補地ともに国道414号に接しています。平成27年度道路交通センサスによると、平日24時間の自動車交通量は4,419台となっています。

○**伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）Ⅱ期（先行事業区間：約6.8km）の整備が進められ**ており、候補地に隣接して(仮称)逆川IC、(仮称)須原IC、(仮称)下田北ICが整備されます。(下田北はフルIC、逆川及び須原はハーフIC)

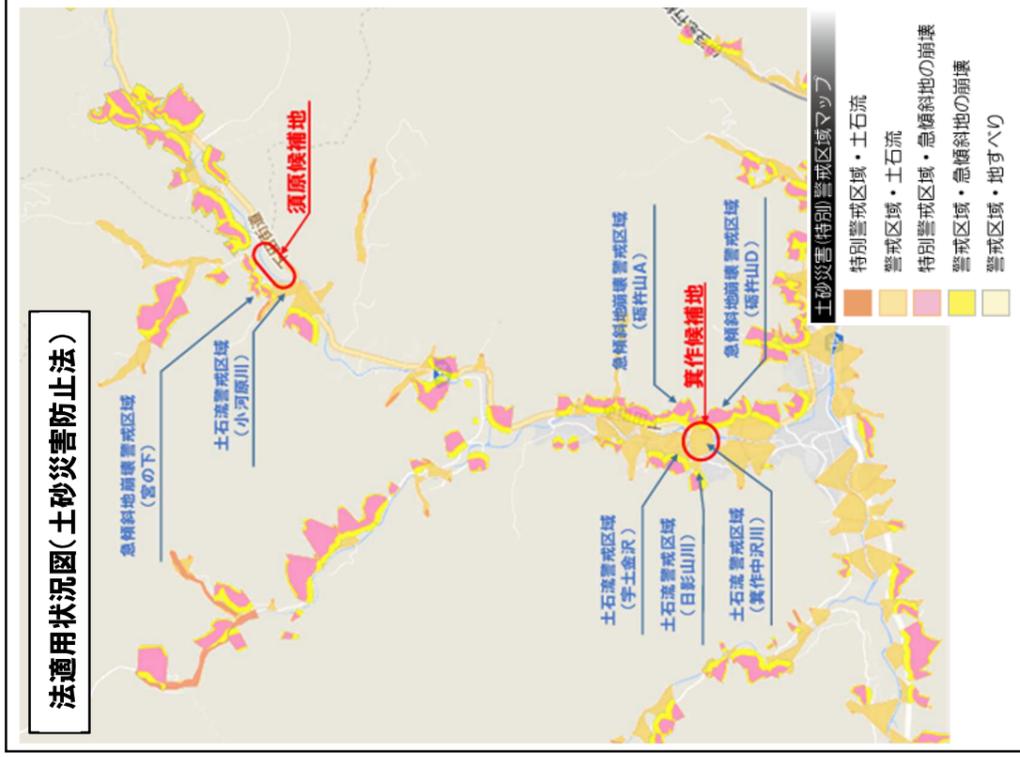
○須原候補地は、稲生沢水系の準用河川逆川左岸に接しています。箕作候補地は、稲生沢水系の二級河川稲梓川左岸に接しています。



▲国道414号(須原候補地付近)



▲国道414号(箕作候補地付近)



## ■防災

○**国道414号が第1次緊急避難路、稲梓小学校が広域避難地**となつています。

○そのほか、稲梓地区として落合区民会館、稲梓中学校、基幹集落センター、須原区民会館、八木山集会所、相玉公会堂などが指定避難所（広域避難場所）となっています。

○土砂災害・洪水ハザードマップによると、両候補地とも河川による浸水被害は想定されていません。

## ■上位計画・各種計画の整理（須原地区、箕作地区の位置づけ）

### 《第4次下田市総合計画：平成23年3月策定》

○第4次下田市総合計画では、**候補地を含む須原地区、箕作地区は、水源涵養や保水能力の保全に努める『水源エリア』に位置づけ**られています。

○また、**伊豆縦貫自動車道IC周辺地域**については、地域の特性を踏まえ、既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図る『**高規格幹線道路周辺周辺エリア**』にも**位置づけ**られています。

### 《下田市都市計画マスタープラン：平成28年3月策定》

○(仮称)下田北IC周辺、(仮称)須原IC周辺は、「**保全活用エリア**」に**位置づけ**られています。交通立地の優位性を活かし、災害時にも連携できる企業や、地域の資源を活用してくれる企業の誘致、災害時にも活用できる広場の確保を行う「**防災と地域発展のための区域**」となつています。

○(仮称)下田北IC周辺、(仮称)須原IC周辺の**取組施策**として、**伊豆縦貫自動車道建設発生土の利用検討**（盛土、埋立の検討）、**災害時にも利用できる多目的な広場（広域公園等）の整備**などが位置づけられています。

○(仮称)下田北ICから(仮称)須原IC一体が**防災拠点に位置づけ**られています。災害発生時に広域的な支援活動に対応できるよう、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い発生する**建設発生土を活用した造成を検討**しつつ、**IC付近に防災活動の拠点となる場所を災害の態様に応じて適切に対処**できるように**複数確保**することになっていきます。

### 《下田市稲梓地区里山づくり基本構想：平成28年2月策定》

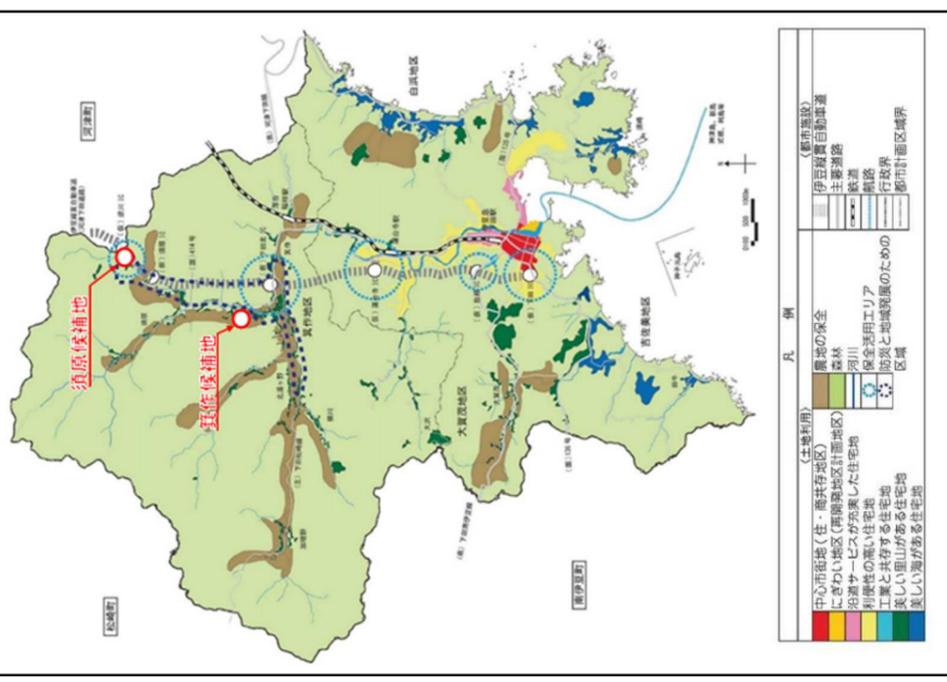
○里山づくりの取組計画の一つとして、**須原候補地に「駐車場、トイレ、休憩所の整備」が位置づけ**られています。

## ■避難地一覧

広域避難地	稲梓小学校
指定避難場所 (広域避難場所)	稲梓小学校、落合区民会館、稲梓中学校、基幹集落センター、須原区民会館、あずさ山の家、八木山集会所、諏訪神社、相玉公会堂、北湯ヶ野公民館、加増野ポーレポーレ

資料：下田市地域防災計画

## 都市計画マスタープラン：土地利用方針図



## 参考資料 2 須原地区・箕作地区の位置づけ（上位計画等の整理）

□第4次下田市総合計画【平成23年3月策定】

須原地区、箕作地区は『水源エリア』及び『高規格幹線道路周辺エリア』に位置づけられている

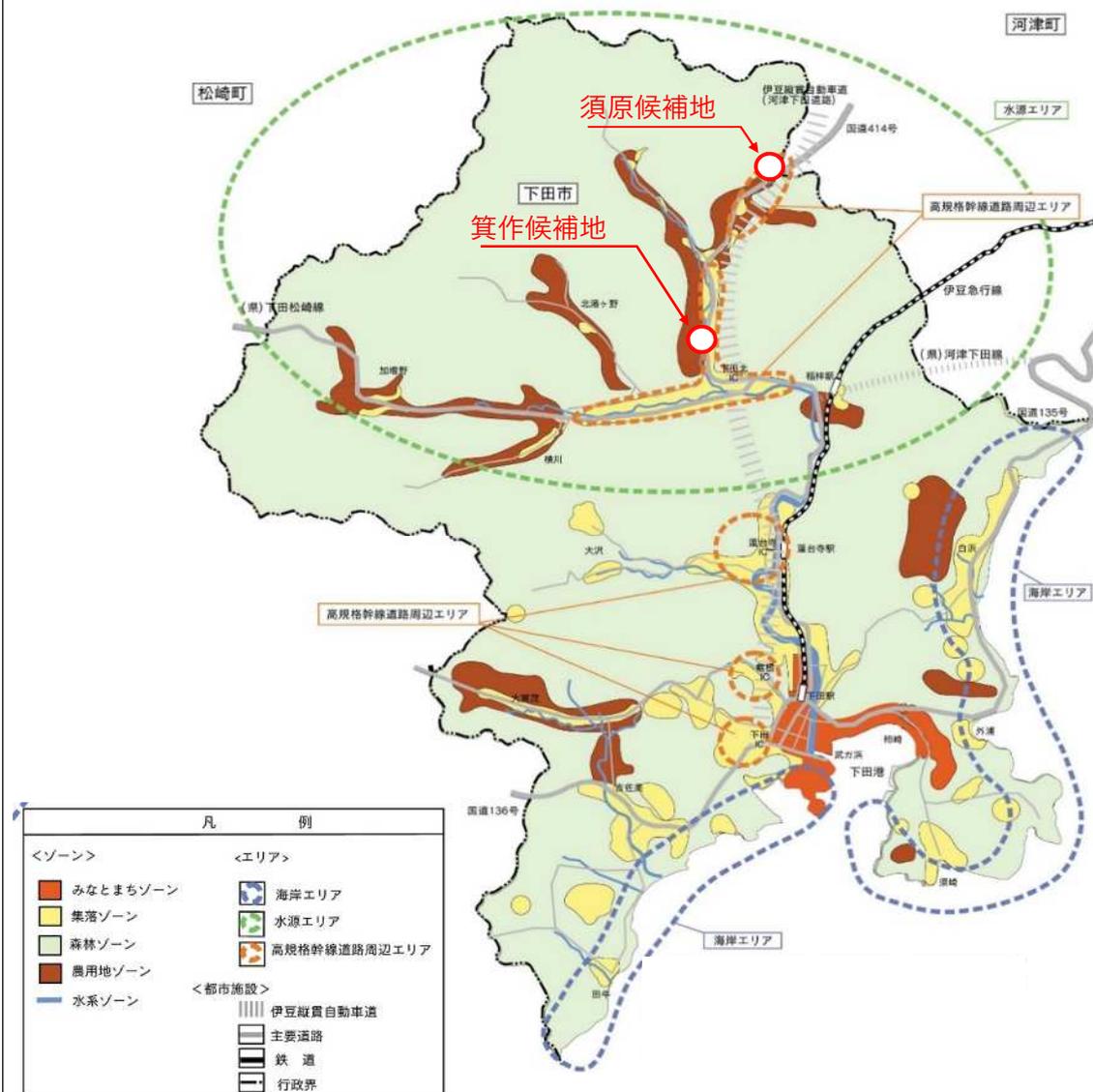
### 《土地利用構想》

- ・須原地区、箕作地区は、自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、水源涵養や保水能力の保全に努める『水源エリア』に位置づけられている。また、伊豆縦貫自動車道IC周辺地域については、地域の特性を踏まえ、既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図る『高規格幹線道路周辺エリア』にも位置づけられている。

### 《道路 基本目標を実現するための施策》

- ・災害や地域発展の核となる伊豆縦貫自動車道の早期完成を促進する。
- ・高規格道路の開通に対応した幹線道路の整備を促進する。

【区分別土地利用構想図】



(仮)下田北 IC、(仮)須原 IC 周辺は『防災と地域発展のための区域』に位置づけられている  
 (仮)下田北 IC、(仮)須原 IC 周辺の取組施策として、伊豆縦貫自動車道建設発生土の利用検討が位置づけられている

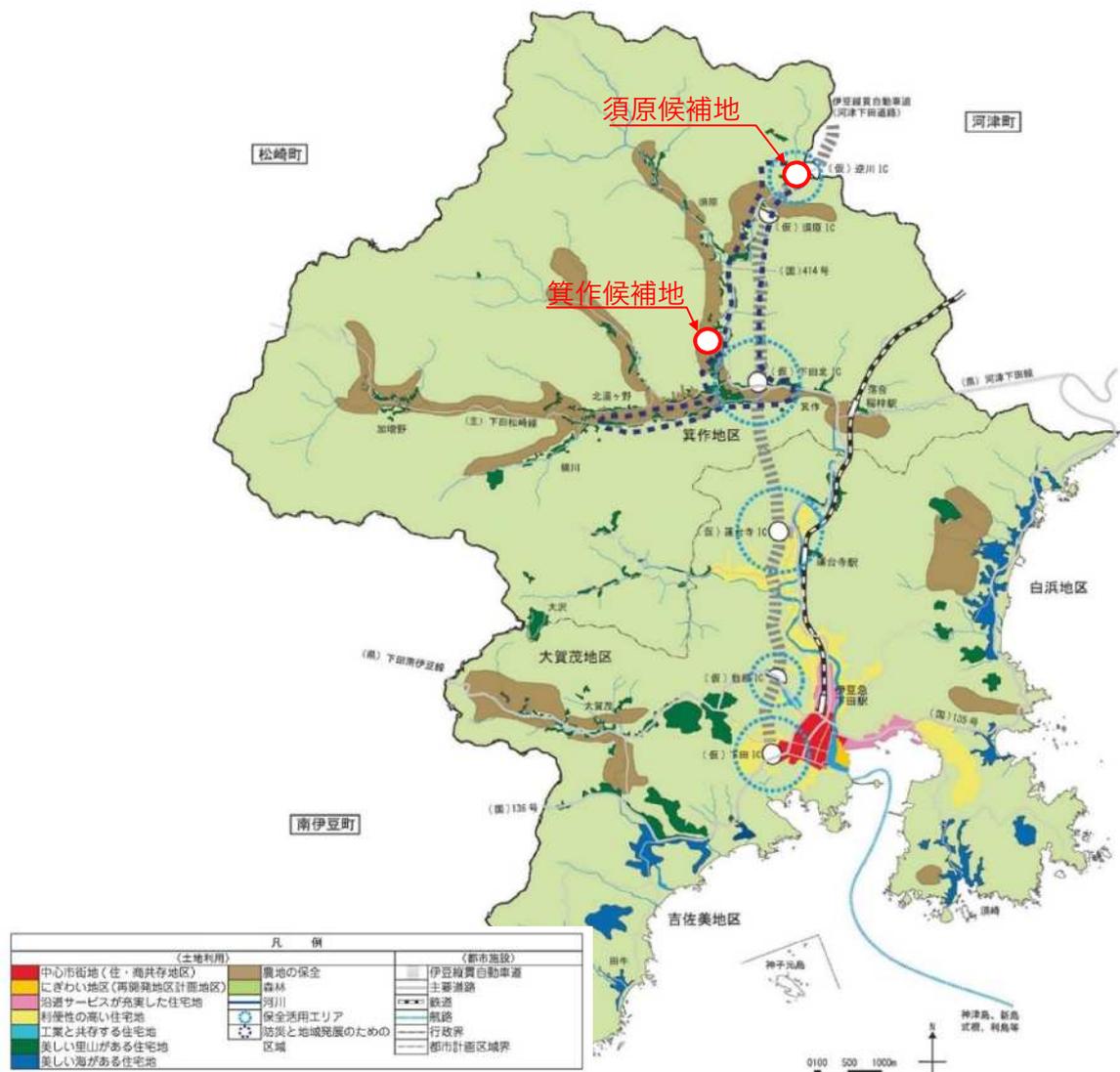
土地利用関連

《土地利用の方針等》

- 箕作地区は、美しい里山がある地域の生活拠点として、住環境の維持・向上を図る『大規模集落』に位置づけられている。
- 須原地区は、里山の景観、住環境の維持・向上を図る『既存集落地』に位置づけられている。
- (仮)下田北 IC 周辺、(仮)須原 IC 周辺は、交通立地の優位性を活かし、災害時にも連携できる企業や、地域の資源を活用してくれる企業の誘致、災害時にも活用できる広場の確保を行う、保全活用エリア（防災と地域発展のための区域）に位置づけられている。

- **(仮)下田北 IC や (仮)須原 IC 周辺の取組施策 地域別構想**
- 伊豆縦貫自動車道建設発生土の利用検討（盛土、埋立の検討）
  - 乱開発の防止、住環境を保護するための都市計画区域編入等、土地利用規制実施の検討
  - 災害時にも利用できる多目的な広場（広域公園等）の整備

【土地利用方針図】



〈道路や交通に関する方針等〉

- 高速道路網や沼津市・三島市等の東部地域との連携強化、下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として、高規格幹線道路に位置づけた伊豆縦貫自動車道を配置し、整備を促進する。
- 沼津市・三島市方面を結ぶ道路、伊豆縦貫自動車道(仮)蓮台寺 IC 等へのアクセス道路、また下田市内通過交通の交通処理機能を持つ道路として、主要幹線道路に位置づけた国道414号の狭小区間等の整備を促進する。
- 伊豆縦貫自動車道等を利用した公共交通機関の整備を促進する。

〈公園や緑化に関する方針等〉

- 稲刈地域の森林や農地を利用して、美しい里山づくりプロジェクトを実施する。
- IC 周辺に、市民や来訪者が運動できる場をつくり、健康の増進やスポーツを通じて賑わう拠点をつくる。(取組施策：多目的な広場(広域公園等)の整備。スポーツ合宿や大会等の誘致。)
- 国道、県道等の沿道は、花々の植栽により季節の花々が楽しめる環境を整備する。

【将来交通体系図】



凡 例	
	高規格幹線道路
	補助幹線道路
	主要幹線道路
	構想路線
	鉄道
	航路
	構想航路
	ヘリポート
	行政界

その他 景観、防災など

〈景観に関する方針等〉

- 須原地区、箕作地区を含め「里山ゾーン」は、豊かな里山・水辺・田園と調和した魅力的な農村景観を形成する。須原地区、箕作地区を含む稲刈地域の既存集落は、里山の景観、住環境の維持・向上を図る。(取組施策：土地利用や建物、景観のルールづくり)
- 伊豆縦貫道自動車道のインターチェンジ周辺や下田港をはじめとする下田の玄関口となる地点は、下田がイメージされる案内看板等により、もてなしを感じる景観を演出する。
- 海岸沿いや山間部を走る主要な道路は、道路上から得られる自然景観を沿道景観として取り組むため、眺望景観を阻害する建物や構造物について高さ等の誘導を図り、通景を確保する。
- IC 周辺は、西伊豆や下田の玄関口としてふさわしい景観形成を図る。(取組施策：IC 周辺における屋外広告物の適正な設置誘導)
- 旧稲刈地域として、旧下田街道等(小鍋峠古道等)の歴史的資源を再生した遊歩道の整備や大平山遊歩道をはじめとした森林浴等が楽しめる遊歩道の充実等により、豊かな自然や農村風景を身近に味わえるネットワークを形成する。



□伊豆東海岸都市圏総合都市交通マスタープラン【平成24年3月】

須原地区、箕作地区高規格幹線軸上に位置している  
箕作地区の下田北ICは、高規格幹線軸と都市圏幹線軸の交流点となっている

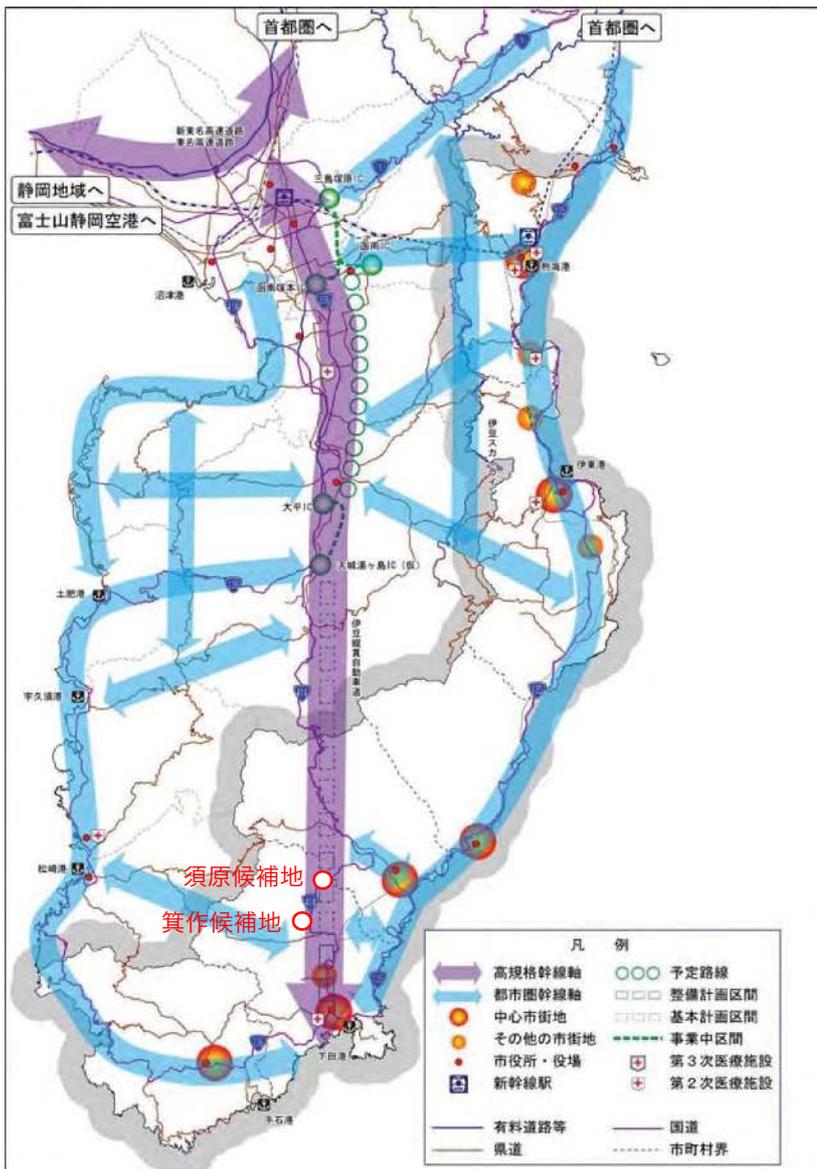
〈都市圏の将来像〉

地域資源を活かして、人が集い賑わいながら、  
やすらぎや感動を与え、人々が輝く都市圏

〈都市圏の将来都市構造〉

- 都市圏の拠点として、市役所及び役場周辺の地区を中心市街地、その他の既存用途地域をその他の市街地として位置づける。
- 活発な交流を支える広域的な連携を図る軸として、国土を連携する高規格幹線道路等を高規格幹線軸に位置づける。
- 生活活動を支える軸として、本都市圏及び都市圏外の市街地、高規格幹線軸を連携する軸を都市圏軸に位置づける。

【伊豆東海岸都市圏の将来都市構造図】



□下田市景観計画【平成 21 年 12 月策定】

須原地区、箕作地区は、景観誘導ゾーンの「里山ゾーン」に位置づけられている

《里山ゾーン》

- ・須原地区、箕作地区は、豊かな里山・水辺・田園と調和した魅力的な農村景観の形成を目標とする景観誘導ゾーン位置図において里山ゾーンに位置づけられている。

■景観形成の方針

- 川の流れをきれいに保ち、水辺の自然環境を守る
- 緑豊かな里山を維持し、それらを活用した活動を大切にする
- 豊かな自然と調和し、身近に接することができる親水空間をつくる
- 里山田園に溶け込むような家なみ。佇まいとする

【景観誘導ゾーン位置図】



□下田市稲梓地区里山づくり基本構想【平成 28 年 2 月策定】

取組計画として、須原候補地に「駐車場、トイレ、休憩場所の整備」が位置づけられている

《対象区域》

- ・須原地区の旧下田街道の小鍋峠古道周辺地区の集落及びその後背地。(本業務の対象となる須原候補地が含まれる)

《地域特性》

- ・国道 414 号及びそれにつながる市道脇に民家が点在し、その周辺は農地として利用されている。平坦地が少ないため、農地はいずれも小規模な区画で、後背地の森林と一体となり里山らしい景観を創出しているものの、耕作放棄地も多く、その対策が必要となっている。
- ・伊豆縦貫自動車道は、快適な観光の実現や安心して生活できる環境の実現などが期待されている。本地区に近接し、伊豆縦貫自動車道の最南端にあたる河津下田道路(約 13 km)の須原 IC が整備される。
- ・旧下田街道は、三島大社から下田までの 70 km の道で、江戸時代には北伊豆と南伊豆を結ぶ幹線道路であった。旧下田街道の難所である小鍋峠を越える、河津湯ヶ野と下田北ノ沢の区間は、ハイキングコース「小鍋峠古道」として位置づけられている。

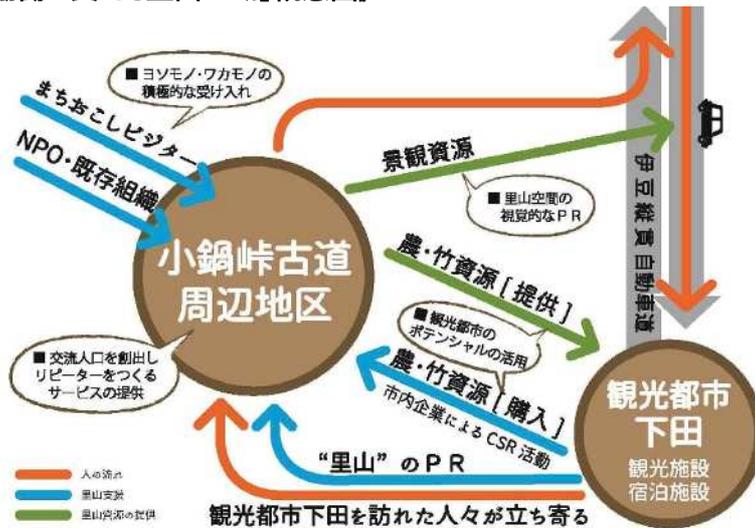


- ・伊豆急行電鉄株式会社と伊豆急ホールディングス株式会社は、オリーブによる伊豆地域活性化に取り組んでいる。
- ・新しい観光資源による里山地域と国道414号沿いの地域振興を図ることを目的に、平成26年12月に「花木の里づくりプロジェクト協議会」が設立されている。
- ・その他、隣接する箕作地区を中心に活動する「お吉桜を保存し普及する会」も、積極的な里山づくり活動を行っている。

### 里山づくりの方向

本地区を応援してくれる人や組織との連携を図り、地域資源を磨き  
本市を訪れる観光客に提供し、本地区の交流人口の創出につなげる

### 《協働で支える里山づくり概念図》



### 《小鍋峠古道周辺地区 里山づくり基本構想図》



## 里山づくりのコンセプト、取組方針、取組計画

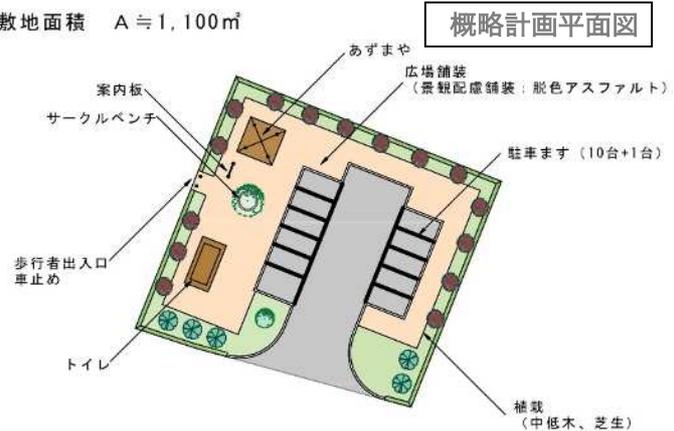
コンセプト	取組方針	取組計画
快国「下田の新しい魅力協働で支える里山づくり	①伊豆縦貫自動車道への里山景観の視覚的なPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 景観樹木「イチヨウ」の植栽</li> <li>• はざかけ景観の創出（はざかけ米の栽培）</li> </ul>
	②観光都市のポテンシャルを活かした農・竹資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ツマもの野菜栽培</li> <li>• オリーブ栽培</li> <li>• 竹の活用</li> <li>• 市内観光関連企業等によるCSR 活動との連携</li> </ul>
	③ヨノモノ、ワカモノの積極的な受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちおこしビジターの受け入れ</li> <li>• 大学などの教育機関との連携</li> </ul>
	④交流人口を創出しリピーターをつくるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>駐車場・トイレ休憩場所の整備</b></li> <li>• 遊歩道の整備と散策ルートの設定</li> <li>• 交流拠点の整備（八木山公民館）</li> <li>• 縁側カフェの開催</li> <li>• 里山らしさを感じる製品の栽培・展示（わさび、栗、干し柿）</li> <li>• 下田古道を活かした歴史散策やトレイルのPR</li> <li>• ヤギによる除草（八木山のマスコット:ヤギ）</li> </ul>

### 駐車場、トイレ、休憩所の整備

- 国道を走行する車両からわかりやすい位置が望ましく、北の沢橋北西側の共有地を候補とする。
- トイレ等の施設は周辺景観や小鍋古道の歴史性との調和を考慮したデザインとする



敷地面積 A ≒ 1,100㎡



したり、あるいは将来の子供たちに残すべきものを残せなかったりということはあってはならないんじゃないかなと思うわけです。そこについては、とにかく市民の意見をしっかり吸い上げるということに尽きると思いますので、その作業は本当にできるだけ前向きに努力して、そして、その意見を事業者とか県、国に上げていただく、その努力をしていただきたいと思うんです。その意見というのは、賛成とか反対じゃなくてですよ。こういうことにしっかり配慮してくれと、あるいはここに建てないで1キロずらしてくれと、そういう細かいものもたくさん含まれておりますので、そういう部分でしっかりやっていただきたいと思いますので、最後にそこを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番。1、伊豆縦貫自動車道建設発生土の埋め立て候補地の利用について。  
2、放課後児童クラブについて。

以上2件について、4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 4番 清新会 渡邊です。

議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

**伊豆縦貫自動車道建設発生土の埋め立て候補地の利用について。**

1、令和元年6月7日の行政報告の中で、伊豆縦貫自動車道の建設発生土処理の場所と使用目的のゾーニング図が発表されました。両候補地の使用目的について、決定したものではないという注釈が書かれておりましたが、高齢者の方々にもスポーツを通じてその楽しさや仲間との親睦を図り、生きがい創出のための場所の確保、また設備の充実をお願いしたいと思っておりました。

少し前、現在の静岡県年代別の運動時間の比較が掲載されておりました。それによりますと、20歳代から30、40、50、60、70歳代の関係がありましたが、圧倒的に60歳、70歳代の運動量の多い結果が出ておりました。その理由は、皆様も御存じのとおり、グラウンドゴルフとゴルフの普及であります。今や高齢者にとって一番の趣味は、グラウンドゴルフと言っても過言ではないと思います。下田市のグラウンドゴルフの愛好者も各地区に多数おり、数年前から行われていた敷根公園での振興公社の教室の成果もあり、現在もグラウンドゴルフ人口は増えていると聞いております。

そこで、箕作の埋め立てのゾーニング図の中に、1コートではありますが、グラウンドゴ

ルフの項目があり、私はもとより、稲梓、稲生沢地区の愛好者の方々は大変喜んだことだと思います。ただし、残念なことに、グラウンドゴルフの正式なコート、約80メートル掛ける55メートルですが、それをつくるには、ほんの少し面積が足りません。埋め立てる発生土を増やし、面積をもう少し広げることができれば、正式なコートができ、愛好者も清々と練習ができ、試合もできます。

そこでお伺いします。今後、発生土を増やし、面積を広げることは可能でしょうか。

2、現在、下田市の4中学校の体育館の使用頻度を調べましたが、夜間の社会体育の利用者は、日曜日から土曜日まで満杯の状態です。令和4年には4中学校が統合され、新生下田中学校として開校します。その後の残された体育館、校舎がどのようになるのかまだ決定はしていませんが、その結果によっては、幾つかの屋内競技の団体が練習の場所がなくなるのには目に見えております。青少年健全育成にとっても、また、練習をしている人々にとっても大変な事態となります。スポーツは人が生活していく上で欠かすことができないものと思います。体育協会の皆様も体育館が1つでも2つでもなくなることに大変危惧しております。

そこでお尋ねします。須原のゾーニング図を見ますと、約100台が駐車できる駐車場があり、子供ランド、休息場、地場産品販売所などが計画されております。近い将来、その場所に体育館を、また下田だけでなく賀茂地区をにらみ、防災の拠点基地とともに防災倉庫、ヘリポートを併設、駐車場はそのまま生かし、河津桜のバスのピストン輸送に利用すべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

仮定の数字ですが、この場所にバレーコート3面、バスケットコート2面の体育館ができ、下田高校、新下田中学校の各2面が加われば、バレーコートは7面、バスケットコートは6面となります。また、どこかの体育館が残れば、それ以上の規模になります。近い将来、伊豆縦貫自動車道が開通すれば、高校の大会の誘致も大いに期待できます。下田、賀茂地区の子供にとって、その多くの技術を学ぶ場になることは間違いないと思います。また、大学などの合宿地にも大いに期待できます。

今まで東部、県大会に朝早く、また前泊をして大変だった下田、賀茂地区の中学生、高校生、一般の方々の試合会場の形態が大きく変わることと思いますし、合宿や大会をきっかけとした下田のPRにもなると思いますが、現時点での市の考えをお伺いいたします。

3、発生土の埋め立ての場所は、箕作と須原以外の候補地を選ぶことは可能でしょうか、お伺いします。

4、昨年12月の一般質問の様子をSHKさんのテレビ中継で見ましたが、その折、福井市

長より、発生土の埋め立て地に、東部地域には県のスポーツ施設がないので、是非東部地域にもスポーツ施設をつくっていただきたいとお願いをしているという答弁がありました。その後どのようなようになったのでしょうか。また、現在も継続しているのでしょうか、お伺いします。

次に、放課後児童クラブについてお伺いします。

まず第1に、支援員、これは資格取得者です。それと指導員、無資格者に児童に対しての下田市独自のマニュアルはあるのでしょうか、お伺いします。

2、夏休みの期間は、学童室によっては朝7時半から18時までの10時間30分の勤務時間となります。支援員、指導員の待遇はどうなっているのでしょうか。昼休みの時間が45分ありますが、仕事の都合上なかなかとれない状況もあり、その時間をとったとしても、1日の労働時間は9時間45分となります。この状況をいかが考えているのでしょうか。職員の労働条件についてお伺いします。

3、今後、放課後児童クラブのない浜崎、白浜、稲梓地区にも新設されると聞いております。浜崎地区は令和2年度開設と聞いておりますが、他の地区については、学校との調整とか場所の調整等と聞いておりますが、その後、開設の時期の進展はあったのでしょうか、お伺いします。

今後、下田6名、稲生沢、朝日、浜崎、白浜、稲梓各3名の15名、合計21名の支援員、指導員が6施設に勤務することになります。そして、その全ての方々が臨時職員で占められることになると思います。現在も、土曜日は各施設は2人ずつの勤務になっているようですが、突発的な事態が発生した場合、市役所は休みなので、支援員の方々は判断しかねる事例も出てくる可能性があります。将来のことを考え、正職員を係として選任し、いつでも各施設の緊急時に市の責任者としての対応ができ、また、指導員に対する助言、各施設の支援員、指導員の意見交換の場などを提案できる方を配置することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

4、放課後児童クラブの下田の施設は学校教室、稲生沢はグラウンドに面した別館ですが、朝日の施設は公民館です。やむを得ない様々な理由があつてのこととは思いますが、朝日の施設の周りはおもともと駐車場のつくりなので、コンクリートになっております。よって、外遊びはできない難点があります。今後、朝日小学校に空き教室ができれば、児童クラブの子供たちがほかの子供たちとのびのび遊べる環境の場になると思いますが、今後の可能性はいかがでしょうか。

また、現状、消防に利用されている旧吉佐美幼稚園の跡地を児童の遊び場として開放でき

ないものか、お伺いします。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

2時10分まで休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） 渡邊議員の質問にお答えします。

最初に、体育館の誘致でございますけれども、私はかねてから、下田はスポーツツーリズムに適した地なんだということで、いろいろと研究してまいりました。実際に、業者ともいろいろ話をしてやってきておりましたけれども、まず、一番最初にやったことがトライアスロンを下田でできないかということで警察と、あるいは業者ともいろいろお話ししたけれども、やはり道路事情で、トライアスロンはかなり無理だと。といたしますのは、やはり代替の迂回路がないんですよね。通行止めしてやらなければいけない面で迂回路がないということで非常に困難だという回答を得まして、そして、次にやったことはサーフィン、オリンピックで正式な競技になりましたけれども、サーフィンの競技場を下田に持ってこられないかということで運動しましたけれども、これももう千葉県の一宮町に決まっているということで、そういう観点で、どうにかして下田をスポーツ面で、といたしますのは、やはり温泉があります。海があります。そして山があるというところで、非常に運動には適しているところだと思っております。そういった観点から、ちょうど当時は浜松のほうで、知事は野球場を建築したいというふうな話がございますので、なかなかうまく話が行っていないと、その話を東部のほうに持ってきてくださいと。東部はそういう県の施設がございませんので、東部だったら、特に下田だったら受け入れますからということでお話ししたんですけれども、発生土の埋め立て地に関しては、野球場とかサッカーの国際試合ができるような面はとれないということで、そのかわり、最近では、昔は考えられませんでしたけれども、Tリーグ、卓球のプロができたり、あるいはバスケットもプロができ、バレーボールもプロができていますと

ということで、体育館で正式な国際ルールが適用できるものを県から誘致したいということで、ある会議で県知事に提案をしたところでございます。その後、やはりまだ県としても正式には取り上げていただけていないというのが実態でありまして、**体育館をつくるに当たっては、ちょうど稲梓中学校があくようになりましたので、稲梓中学校の整備も1つの考えかなという希望を持っております。**

しかしながら、いろいろ財政面との兼ね合いがありますので、できたら県から、そういう東部地区はそういう県のスポーツの施設がございませんので、誘致できたらという形でこれからも運動はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、建設発生土の利活用候補地の関係について補足させていただきます。

まず、箕作の候補地の関係で、今後、埋め土を増やすことは可能でしょうかという御質問に対してですけれども、こちらにつきまして、箕作につきましては、現時点、優先的に検討していく予定でございますけれども、本年度、埋め立てによる河川への影響範囲等について、県の河川担当者と協議を進めておるところでございます。どれだけ河川の側に埋め立ての位置を近づけられるかというところの協議なんですけれども、その結果によって、埋め立て範囲の確定、造成による確保できる平場の面積も確定できるものと考えています。国道と川に挟まれて地形上の制約があるところがございますが、できるだけ受け入れる土量を増やして、有効利用できる面積も増やせるように努力してまいります。

須原の利用計画についてですが、議員がおっしゃいます施設等については一案でありまして、**今後、稲梓地区におきまして、箕作と須原の両候補地につきまして住民の皆様の御意見を伺う地域説明会を予定しております。市民の御意見や費用対効果等も踏まえ、総合的な観点から計画を策定するように進めてまいりたい**と考えております。

その他の候補地の関係ですけれども、発生土の受け入れにつきましては、下田市だけでなく、近隣の町でも検討を進めていただいているところではございますが、現時点では予想される発生土量に対しまして、受け入れる場所の確保が十分とは言いがたい状況でございます。昨年度検討調査を行いました白浜、柿崎地区につきましても、国立公園第2種特別地域での大規模造成についての許可事例は全国的にもほとんどないことから、当該地区での受け入れは、現実的には難しいと考えております。

もしほかに候補地として検討できる場所がありましたら、市の側でも積極的に現地確認や情報収集等を行わせていただきますので、皆様におかれましても候補地の提案等をいただければありがたいと考えております。

須原の候補地で、体育館の関係ですけれども、須原の候補地も検討場所の1つとして考えた場合ですが、位置的に電車とかバス等の公共交通機関の利便性が良いとは言えないあの場所で日常的な需要が確保できるのか、中学校の統廃合が進んでいる中で、新規体育館設備の必要性、その他、市の単独施設として整備をするのは財政的に難しいという中で、広域的な体育館として検討していく場合に、縦貫道の発生土受け入れの工事の進捗に間に合うように、県や周辺町との合意形成ができるのかどうかといった課題が挙げられると思います。

いずれにしても、必要性も含めて広域体育館設備を今後検討していくのであれば、相応の時間をかけ検討すべきと考えます。候補地につきましても、この縦貫道の発生土利活用候補地に限定せず、広く検討すべきではないかと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、放課後児童クラブ関連の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、支援員に対するマニュアルでございます。市の独自マニュアルというものはございませんで、県の放課後児童支援員認定資格研修で利用されているテキストというものがございます。そちらを新規採用者の皆様に配布させていただきますとともに、各放課後児童クラブ室に設置をしているということでございます。

それから、支援員の待遇というような中で、夏期休暇の御質問がございました。夏期休暇におけます開設時間につきましては、通常は、土曜日と同様に朝の8時30分から17時30分、保護者の就労状況によりまして前後30分を延長いたしまして、8時から18時ということで実施をしております。なお、3月定例会でちょっと御説明はさせていただいたんですが、今年度から下田小学校につきましては、人力的にシフトを組むことが可能であったため、7時30分から開所いたしまして、7時30分に出勤した職員につきましては16時45分までの勤務としているところです。

稲梓小学校の放課後児童クラブにつきましては、下田小学校同様に、7時30分開所をする目的で、夏期の対応職員を例年より1人増員する予定であったんですが、支援員が確保できなかったため、通常8時30分開所と保護者の皆様には周知させていただいたんですが、職員